

42977

教科書文庫

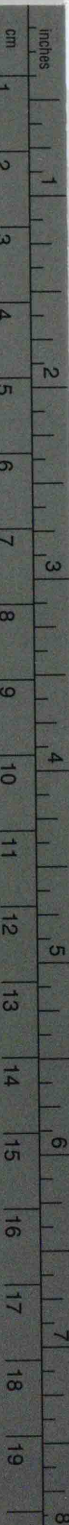
4
210
41-1906
20000 81613

Kodak Gray Scale



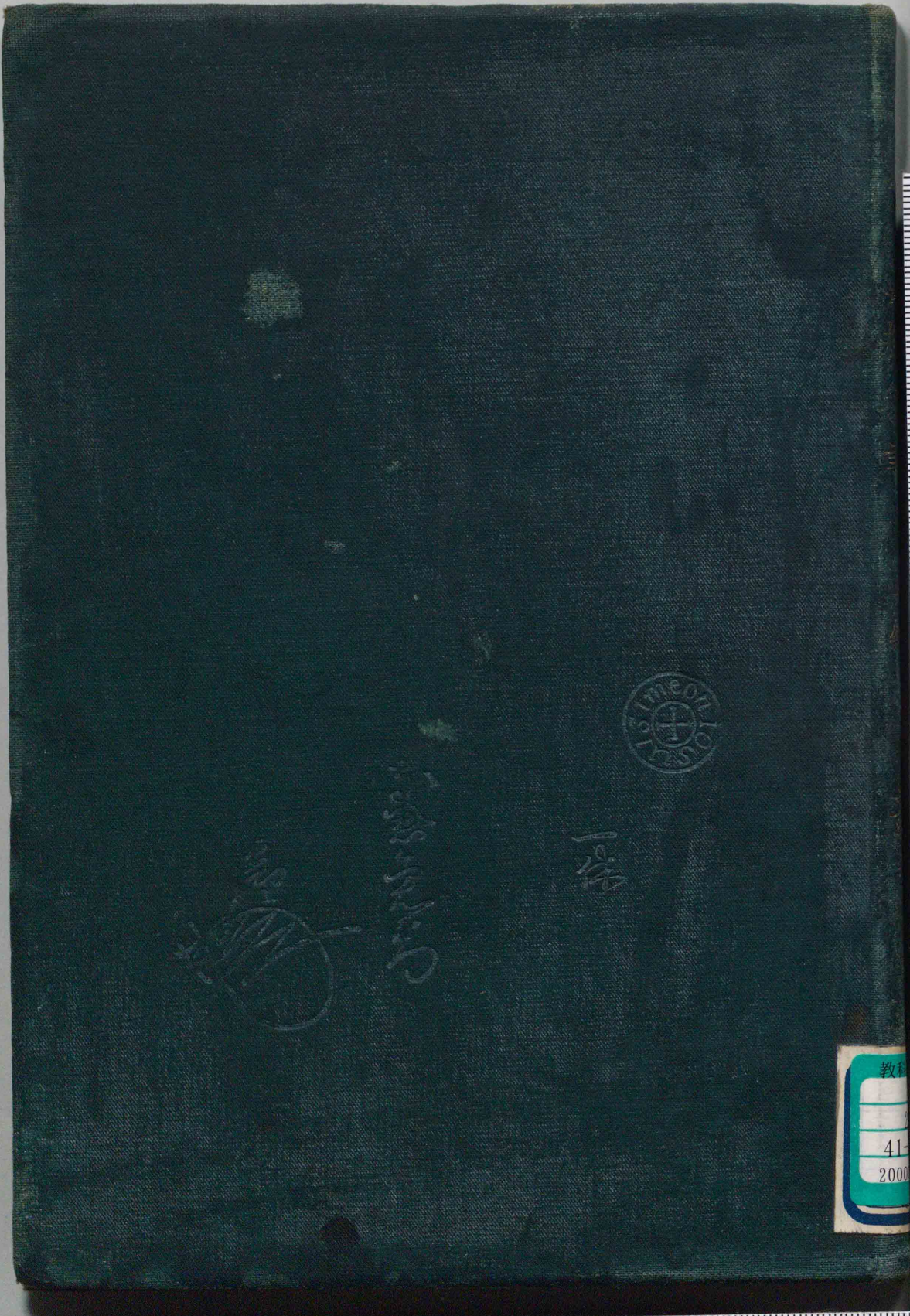
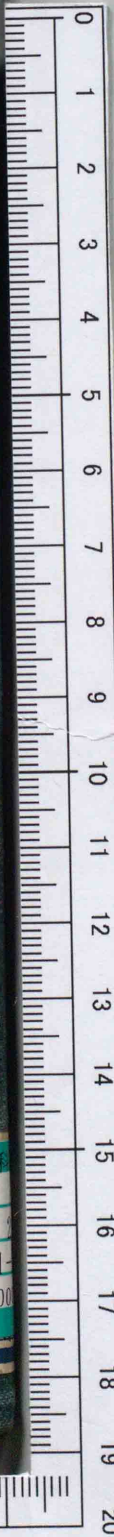
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科
41-
2000



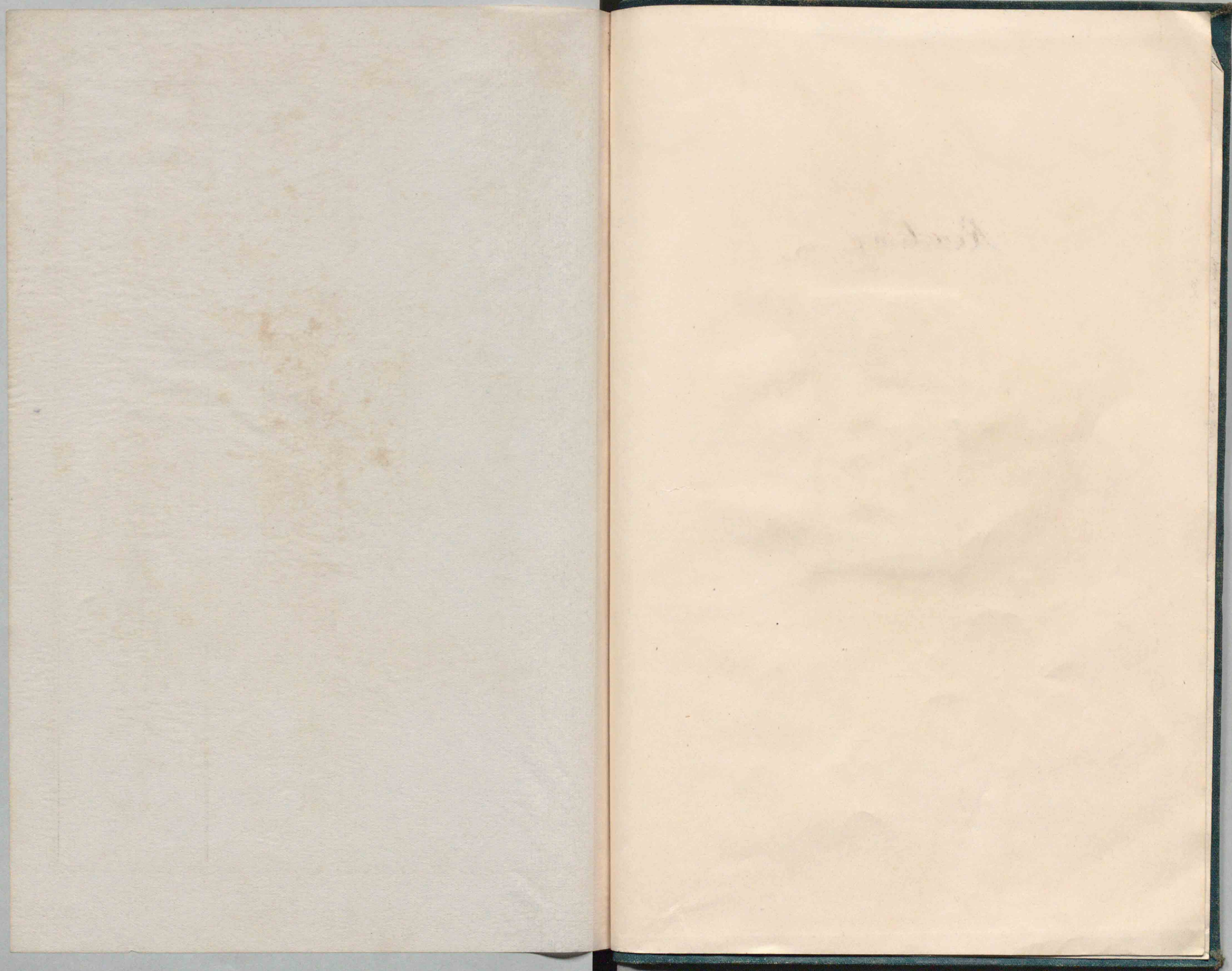
資料室

教科書文庫
4
210
41-1906
2000081613

Reading



42
210
41



日五十月二年九十三治明
濟定檢省部文

東京帝國大學
史料編纂官
文學士辻善之助著

新編
國史教科書

上級用

東京

金港堂書籍株式會社

広島大学図書

2000081613



瓦又瓦

天地正大氣、粹然鍾神州、秀爲不二嶽、巖々聳千秋、注爲大瀛水、
洋々環八州、發爲萬翠樓、衆芳難與儔、凝爲百鍊鐵、銳利可斷髮、
蕙臣皆熊羆、武夫盡好仇、神州孰若此、萬古仰天皇、皇風浴六合、
明德侔太陽、不世無汚隆、正氣時放光、乃參大連議、侃々排蠻蠻、
乃助明主斷、鏖々焚伽藍、中郎嘗用之、宗社磐石安、清丸嘗用之、
妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海興、怒濤撼胡氣、
志賀月明夜、陽爲風聲巡、芳野戰酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、
憂憤正憤々、或伴櫻井驛、遺訓何懇懇、或殉天目山、幽囚不忘君、
或守伏見城、一身當萬軍、昇平二百歲、斯氣常復伸、然方其辭屈、
生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯、長在天地間、隱然發靈倫、

(藤田東湖)



新編 國史教科書 上級用

例言

- 一、本書は、主として、中學程度の學校における上級用の日本歴史教科書に充てん目的を以て、編纂したるものなり。
- 一、本書編述の體裁章節の區分等については、すべて、文部省訓令中學校教科細目に準據したり。されば、明治維新以前の事績は、たゞその梗概を略記して、大勢の推移、文化の發達を示すに止まれり。而して、現代の事は比較的之を詳述したり。
- 一、本書は、讀者が、既に國史の主なる事項を知了せるを豫想し、且つ、初級用と、彼此互に詳略をはかり、連絡を通じたれば、閲讀の際には、初級用新編國史教科書を併せ見るを以て便とすべし。

例言

一、本書挿入の圖畫筆蹟等も、亦、初級用、上級用、互に繁簡をはかりて、之を掲載したり。閲讀の際、兩者を併せ看ば、相俟つて裨益する所あるべし。

一、本書挿入の圖畫筆蹟等は、多く東京帝國大學史料編纂掛の模本に據り、すべて考據精確ならんことを期せり。

一、沿革地圖の類は、繙閱の便をはかり、別冊として、之を附けたり。

一、本書編纂については、文學博士三上參次先生の懇篤なる注意を受けたること少からず。ここに、記して、謝意を表す。

明治三十八年十月

辻 善之助識

新編 國史教科書 上級用



目次

第一篇 太古及び上古

第一章 建國の體制……………一

第二章 大化以前の時代の概説 支那及び韓

土との關係……………五

第三章 氏族部民の制……………九

第四章 祭祀教法……………一四

第二篇 中古

第五章 天智時代及び奈良朝時代の概説

支那及び韓土との關係……………一六

第六章 制度の概略……………一九

第七章 文化……………二五

第八章 弘仁時代及び藤原時代の概説 文物
制度の變遷……………二八

第九章 源平時代の概説 莊園の起源と武門
の興起並びに寺院の勢力……………三二

第三篇 近古

第十章 鎌倉時代の概説 幕府の制度 朝廷
と幕府との關係……………三七

第十一章 南北朝及び足利時代の概説 室町
幕府の制度……………四三

第十二章 明との交通及び倭寇……………四九

第十三章 歐洲人の來航と通商貿易並びに天
主教の傳播 外征及び冒險の氣象……………五三

第十四章 天文慶長年間における國內の變動……………六〇

第四篇 近世

第十五章 江戸時代の概説……………六四

第十六章 江戸幕府の諸制度……………六八

第十七章 邊境の事情及び洋學……………七三

第十八章 維新の原因及び其事蹟の概説……………七七

第五篇 現代

第十九章 明治新政 新設官制 版籍奉還
廢藩置縣……………八二

第二十章 外交 大使派遣 歐米文物制度の
採用……………八五

第二十一章 朝鮮との關係 征韓論 佐賀の
亂……………九〇

第二十二章	臺灣征討及び琉球の處分	九二
第二十三章	北海道 樺太及び千島	九三
第二十四章	熊本及び萩の暴動 鹿兒島の亂	九七
第二十五章	朝鮮の修好及び事變 天津條約	一〇四
第二十六章	民權自由の發達	一〇九
第二十七章	憲法 皇室典範 帝國議會	一一五
第二十八章	制度文物の發達進歩 條約改正	一二九
第二十九章	明治二十七八年の戰役	一二五
第三十章	北清事件及び日露戰役	一三〇

新編 國史教科書 上級用

文學士 辻 善之助編

第一篇 太古及び上古

第一章 建國の體制

明治の初め、岩倉全權大使の一行が、歐米諸國を巡視するや、各國皆、我國が長足の進歩を稱揚して措かず。皆曰く、日本の開化は朝陽の如しと。而して、學者は、ひそかに疑うて謂へらく、百年の大本は一夕に長ぜずと。日清戰役の後、我國の地位は、漸く上りて、世界の注視する所となれりと雖ども、未だ、我に許すに、眞の文明國の名を以てせざりき。北清事件起る

日本の開化

我國文明
の山來

東西兩洋
文明の融和

に及び、我國の真相、始めて世界に明かに、日露戰役によりて、將に強大國の列に入らんとせり。百年の大木一夕に長ぜずとせば、僅々三十餘年の間に於いて、劣等國より飛躍して、強大國の列に入り得るの進歩をなし、は、果して何によりて然るか。曰く、二千五百年の歴史是なり。

蓋し、一國の文明は、各、その由りて來る所あり。我國が、西洋文明を吸収し、之を同化するに至りしは、洵に近年の事に屬すと雖ども、その以前にありて、既に、韓、唐の文明を受け、之を我固有の文明と和合して、一大發展を遂げたり。さればこそ、今日の如く、東西兩洋の文明融和の基を成すには至りしなれ。我國古來の文化發展の跡をたづね見ば、必ずや、その當に然るべきをさとらん。而して、是れ、本書が將に説明せんと欲

世界に比
びなき特
長

皇室中心
比外國との

する所なり。

抑、我國は、その建國の體制に於いて、既に世界に比びなき特長を有せり。天照大神の勅に曰く、豊葦原瑞穗國は、吾子孫世々王たるべきの地なりと。皇孫瓊瓊杵尊、三種の神器を受けて、この國を治め給ひてより、歴代親授の式、嚴かに、萬世一系の皇統は、連綿として、上に御し給ふ。かくて、これに仕へ奉れる臣民も、みな、皇別イハレ神別カミ及び蕃別ウヂの外にいでず。つねに、一家族の觀念を以て、終始皇室を中心として、尊卑の別正しく、上下心を一にして、風俗淳厚なり。されば、かの支那、西洋に於けるが如く、多くの種族うちまじりて、常に篡奪を事とせるとは、日を同じうして語るべからず。是を以て、數千年の歴史は、恰も、一氏族の沿革を語るに等しきなり。是れ、實に、我國民

我が國の歴史は、
天照大神の勅に
曰く、豊葦原瑞
穂國は、吾子孫
世々王たるべき
の地なりと。皇
孫瓊瓊杵尊、三
種の神器を受け
て、この國を治
め給ひてより、
歴代親授の式、
嚴かに、萬世一
系の皇統は、連
綿として、上に
御し給ふ。かく
て、これに仕へ
奉れる臣民も、
みな、皇別神別
及び蕃別の外に
いでず。つねに、
一家族の觀念を
以て、終始皇室
を中心として、
尊卑の別正しく、
上下心を一して、
風俗淳厚なり。
されば、かの支
那、西洋に於け
るが如く、多数
の種族うちまじ
りて、常に篡奪
を事とせるとは、
日を同じうして
語るべからず。是
を以て、數千年
の歴史は、恰も、
一氏族の沿革を
語るに等しきなり。
是れ、實に、我
國民

土蜘蛛
天孫降臨

天壤無窮の基

の團結力の鞏固なる所以にして、國體の精華を發揮し、世界に雄飛するに至りし因由、亦ここに存せり。
天孫降臨の前に當りては、土蜘蛛といへる蠻人、國內に蔓延し、また、出雲地方には、大國主、命の一族ありしが、大國主命は、やがて、天孫に服して、天日嗣の治下に歸し、子孫相率ゐて、忠誠を致せり。

神武天皇、東征の業を起して、まづ西邊を鎮め、十數年の間、拮据經營、漸次土蠻を平げ、つひに、大和地方を定めて、橿原に即位したまふ。之よりして、列聖相承け、以て天壤無窮の基を開きたまへり。

第二章 大化以前の時代の概説

支那及び韓土との關係

神武天皇以後、八帝の間は、歴史の記事闕けたるを以て、今知るに由なし。崇神天皇、四道將軍を派遣して、朝廷の權威稍遠きに及び、景行天皇の朝、日本武尊は、西に熊襲を征し、東に蝦夷を平げ給ひて、國勢漸く大なり。成務天皇、乃ち、國縣クニノカガの分界を改め、國造クニミヤコ、稻置イナギをおき、天皇の五年、地方政治、漸く其緒につけり。

職制も、亦、この頃に至つて備はる。神武天皇の御時には、國造、縣主を置きて、地方の政務に任じ、皆その職を世々にせしめられしが、垂仁天皇の御時、大連を置き、成務天皇の朝、天皇九年、七大臣の職始まる。この後、相刺二職相竝んで、政を執ること、猶後世の左右大臣の如し。

地方政治

官制

神武天皇
崇神天皇
景行天皇
天孫降臨
土蜘蛛
大國主
天壤無窮の基

海外への
發展

韓國内附

韓土の文
化吸収

かくの如く、我内政漸く整ひ、つひに、海外に力を伸さんとせり、仲哀天皇の熊襲を征して、中道に崩じたまふや、神功皇后は、三韓征伐の壯舉を起して、武威を輝かせたまふ。韓國は、もと、我天祖の御系統が移りおはし、所にして、その後、崇神天皇の朝、將を遣して、任那を鎮撫せしめたるなど、我と淺からざる關係を有したりしが、是に至りて、我の屬國となれり。かくて、我國は、韓土の文化を吸収して、工藝文物大に進み、應神天皇の御代には、博士王仁は、百濟より來りて、年九四五漢學を傳へ、縫織鍛冶の工、また來朝して、殖産大に興れり。この後、仁徳天皇、仁政を布きて、民力の充實をはかりたまひ、雄略天皇も、亦、産業を獎勵したまひ、工藝文物は益發達したり。

仁徳天皇の御代、百濟より博士王仁が來りて、漢學を傳へ、縫織鍛冶の工、また來朝して、殖産大に興れり。この後、仁徳天皇、仁政を布きて、民力の充實をはかりたまひ、雄略天皇も、亦、産業を獎勵したまひ、工藝文物は益發達したり。

韓土に於
ける失敗

韓土との
交通が我
の精神界
に及ぼす
影響

かくの如く、朝廷が、内治に汲々たる間に於いて、韓土に於ける我勢力は、次第に衰へ、雄略天皇より、繼體天皇の朝に至り、在韓諸將の失敗相つき、欽明天皇の御代には、遂に任那の日本府を滅ぼされ、天皇の二十三年これより、外交の事、益、困難にして、一たび我領有に歸したりし大陸の部分は、遺憾にも、この後、久しく、恢復するを得ざるに至れり。然れども、この間にありて、佛教は、韓地を経て、我に傳はり、永く我國民の精神界を支配し、之に隨伴して、かの土の藝術、また輸入せられ、文明の發達を促したり。繼體天皇の朝に傳はりたる佛教は、たゞ民間に於ける私の信仰にして、その勢未だ微弱なりしが、欽明天皇の朝には、公然、かれの朝廷によりて、傳へられたり。天皇の十三年

雄略天皇の御代、任那の日本府を滅ぼされ、これより、外交の事、益、困難にして、一たび我領有に歸したりし大陸の部分は、遺憾にも、この後、久しく、恢復するを得ざるに至れり。然れども、この間にありて、佛教は、韓地を経て、我に傳はり、永く我國民の精神界を支配し、之に隨伴して、かの土の藝術、また輸入せられ、文明の發達を促したり。繼體天皇の朝に傳はりたる佛教は、たゞ民間に於ける私の信仰にして、その勢未だ微弱なりしが、欽明天皇の朝には、公然、かれの朝廷によりて、傳へられたり。

欽明天皇の御代、任那の日本府を滅ぼされ、これより、外交の事、益、困難にして、一たび我領有に歸したりし大陸の部分は、遺憾にも、この後、久しく、恢復するを得ざるに至れり。然れども、この間にありて、佛教は、韓地を経て、我に傳はり、永く我國民の精神界を支配し、之に隨伴して、かの土の藝術、また輸入せられ、文明の發達を促したり。繼體天皇の朝に傳はりたる佛教は、たゞ民間に於ける私の信仰にして、その勢未だ微弱なりしが、欽明天皇の朝には、公然、かれの朝廷によりて、傳へられたり。

姓

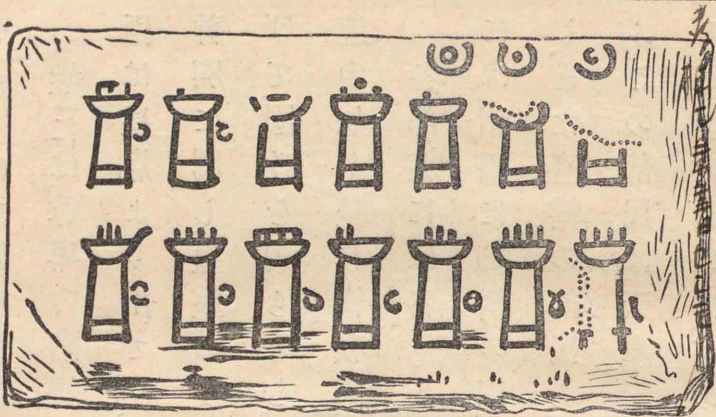
品部

その職を以て、家號となせり。例せば、中臣連忌部首といふが如し。之を『姓』と稱す。これ等の稱呼は、各、その職掌より出でたるものにして、中臣連は、その祖天兒屋根命が、天孫に隨ひ仕へしより以來、常に君と神との間にありて、祭祀を事とし、忌部首は、精進潔齋して、神々に奉るべき供物をつくれり。

これ等は、皆、その部民を有して、その職業に服せり。之を品部といふ。即、中臣連には、中臣部ありて、之に屬し、忌部首には、忌部ありて、その職を奉ぜり。かくの如く、久米部物部等は、軍事を掌り、鏡作部玉作部は、銅鐵玉石の類を作り、建築には、猪名部あり、漆器製造には、漆部あり、醸酒には、酒部あり、製陶及び凶儀には、土師部あり、また、史部服部の如く、外國より來り、歸化せるものあり。此等の類、殆ど枚擧すべからず。かくの如

姓と氏

伴造



(様模内棺代古)

く、一職業には、必、一部族を立て、總稱して、八十伴緒、また百八十部といへり。而して、これ等の部族は、子々孫々、皆その職を同じうせり。各部族には、臣連直首等、各、その長ありて、之を統轄す。是を總稱して、伴造と稱す。されば、中臣連は、中臣部の長にして、忌部首は、忌部の頭なり。この臣連等のみをも、亦、『姓』と稱す。されば、『姓』には、廣狹の二義ありと知るべし。中臣連忌部首等は、即ち、廣義の『姓』にして、連首等は、即ち、狹義の『姓』なり。廣義の『姓』より、狹義の『姓』を除きたる

を『氏』と稱す。即、中臣・忌部等は、その氏なり。

『姓』には、尊卑の階級あり。氏族の高下は、即、官職の高下なり。臣は、皇胤より出で、即、皇別に屬し、連は、神裔より出で、即、神別に屬し、皇室の支族として、門閥高きにより、其尊族を擧げて、國政を司らしむ。之を、大臣・大連といふ。蘇我大臣・物部大連の如し。是れ皆、我國風の血統を重んずるによりてなり。

各部族には、各、その領邑あり。以て、封建の勢を成せり。皇室には、諸國に御料の田、及び倉ありて、之を御縣及び屯倉と稱し、また直轄の部民ありて、之を御名代部また御子代部といふ。この部民は、天皇・皇后・皇子等に、御子おはさざる時に、御名の紀念の爲めに、定められたるものにして、垂仁天皇が、皇子伊登志和氣王のために、伊都部を置き給ひ、景行天皇が、日本

大臣大連

部族の領邑

名代部
子代部

武尊のために、建部を置き給ひ、仁徳天皇が、八田皇后の爲めに、矢田部を置き給ひ、雄略天皇が、御名大泊瀬によりて、長谷部を定め給へるなど、その例なり。

かくの如く、内外百官、各『姓』を有して、其職を世襲し、また部民定まり、尊卑の別正しかりしが、年久しうして、姓氏漸く錯亂せり。允恭天皇、乃ち、諸姓を會して、『盟神探湯』を行はしめ、以て氏姓を正し賜ふ。『盟神探湯』は、我國の古俗にして、熱湯の中に、手を漬け掬りて、眞僞を定め、僞る者は、手爛るといへる信念より出でしものなり。

この後、天智天皇の御時、庚午年籍を作りて、氏姓を正したまひ、(天智九年、天武天皇の御代に、『姓』の等級を正し、八等を作り給ふ。(天智十三年、一、真人、二、朝臣、三、宿禰、四、忌寸、五、道師、六、

21

盟神探湯

庚午年籍

姓の等級

臣、七連、八稻置これなり。これより、貴賤の等級分明になれり。

第四章 祭祀教法

我國祭祀の道は、祖先を崇ぶの思想より出でたるものにして、氏族血統を重んずる風習と、其趣を同じうせり。されば、神武天皇の大和に即位し給ふや、まづ、靈時を鳥見山に建て、皇祖天神を祭り、遂に祭政一途、神に事へ、民に臨むを以て、施政の本源としたまへり。政治を、『マツリゴト』といふも、その義に外ならず。中臣・忌部の二氏が、祭祀を司りて、官職の主要なる部分を占め、また、後世、神祇官を以て、諸官の首におけるも、その主意に出でたり。

漢學渡來して、支那道德の教傳はり、これによりて、我國の

祭政一途

漢學

祭政一途

漢學

文化

佛教

印度の文化

文化に、大なる影響を來せり。從來單純なりし思想界も、これよりして、稍複雑なる哲理の考究を始め、政治の體制、また一變したり。履中天皇、史官を諸國に置きて、民の言事を記さしめ給ひ、繼體天皇の御時には、五經博士段揚爾、百濟より來りて、五經の學を立てたり。

佛教渡來して、思想界の動搖最も甚しきものあり。儒教にありては、其教ふる所、現世を主とし、忠孝をすゝめ、祖先を貴ぶを以て、本邦固有の風習と、違ふ所少しと雖ども、佛教にありては、その教義深遠にして、當時幼稚の思想界にとりて、甚だ解し難きものあり。加ふるに、その印度の文化を表せるに、よりて、頗る異様の趣味ありしを以て、本邦固有の思想と衝突するを免れざりき。然れども、これよりして、國民の間に、漸

佛國
教有
と我
想の
調和

四部...
佛國...
調和...
思...
想...
佛...
教...
有...
と...
我...
想...
の...
調...
和...

大化の改
革

く宗教の本義をさとり、未來の觀念を得るものあるに至れり。
後に至りて、佛教は、漸く印度趣味を脱して、本邦固有の思想に同化し、兩者の調和をはかるに至れり。奈良の朝に萌したる神佛同體、本地垂迹の說、尙その後、平安朝の初期に於いて、空海及び最澄等が、經濟上の關係より、接出したる兩部習合の神道などいへる、皆その調和の企に外ならず。

第二篇 中古

第五章 天智時代及び奈良朝時代の概説

支那及び韓土との關係

天智天皇、孝徳天皇を佐けて、大化の改革を斷行し、氏族部

この改革
の意義

氏族制度
の弊を除く

唐と交通
の影響
韓土の事
斷念

民の制を廢して、郡縣の政を布き、世襲の官職を罷めて、悉く材能によりて、人物を登用せられたり。

この改革は、一面より見れば、氏族制度の弊害を矯め、蘇我氏の擅權を抑壓し、豪族の私領・私民兼併の害を除き、皇室の權威を恢復せられんとせしに起因したり。而して、また、他の一面より見れば、唐との交通の影響の大なるものあるを示せり。

是時に當りて、韓國の事、いよく、難く、任那の恢復、遂に成らず。唐兵、新羅と共に、百濟を攻め、齊明天皇、親征して、中道に崩じ給ひ、外征の軍、亦失敗して、我國は、全く三韓を斷念せざるを得ざるに至れり。かくて、唐と平和の交通によりて、大にその文物を輸入したり。

ある、詔、勅、官、官、
天皇、天皇、天皇、天皇、
天皇、天皇、天皇、天皇、

唐制の模倣

律令完成

奈良奠都

佛敎の興隆

これより以後、唐制の模倣、益多く、天智天皇の近江朝廷の令に至つて、其體裁大に備はる。天皇崩後、皇位繼承の争によりて、壬申の亂（白鳳元年、一三三三）起りしかど、國家の進運には、殆ど影響する所なく、天武天皇、更に法令を修補したまひ、文武天皇の御時、大寶の律令完成し、元正天皇の養老中、更に改修せられ、法典は表面上完美の域に達せり。
元明天皇の奈良奠都（和銅三年、一三三七年）も、亦唐制模倣の一例と見るべし。古來、我國は、死穢を忌むの慣習ありて、御一代毎に、都を遷されしが、是に至り、首都一定して、外觀頗る壯麗になり。
佛敎の興隆、その頂點に達して、寺院の創建日に多く、僧徒の勢益、強し。聖武天皇の御代に至りて、其弊害を醸して、藤原

その弊害

廣嗣、僧、玄、昉の事あり。また法皇讓位の例ひらかれ、稱徳天皇の御時に及びて、弊害益、甚しく、惠美押勝、僧道鏡等いで、つ

法 師 道 鏡

(蹟 筆 鏡 道)

ひに金甌無缺の國體を傷けんとするに至りしかど、和氣清麿の忠誠によりて、よく之を維持することを得たり。是に於いて、天祖の寶訓益、かたし。

第六章 制度の概略

近江朝廷の時より、養老の朝に至りて、大成せられたる律

歴代法制の標準

官制

中央政府

令は、この後、歴代法制の準據とする所にして、諸般の制度、最もよく具備せり。今その大略を陳ぶれば、

一、官制は、中央政府に、二官・八省を置く。神祇官・太政官、及び中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内是れなり。神祇官は、諸官省の上に位し、祭祀を司る。是れ、國朝敬神主義の標章に外ならず。太政官は、萬政を總べ、八省を統理す。各省には、今の局課の如く、寮又は司を置き、各官衙には、長官・次官・判官・主典あり。省にありては、卿・輔・丞・録といひ、寮には、頭・助・允・屬といふ。

地方官

地方官は、京には、左右京職をおき、攝津には、攝津職あり、國郡には、國司郡司あり。國の司には、また長官・次官・判官・主典あり。之を守・介・掾・目と稱す。九州には、外國との關係

内外の兩官

官位の制

上、特別の制を設け、太宰府を置きて、之を總轄せしむ。以上、中央政府の官を稱して、内官といひ、地方官を外官と稱す。

一、官位の制は、親王に、一品より四品まで、四階あり。諸王・諸臣には、一位より、八位まで、及び、八位の下に初位あり。初位には、大少の二階あり。一位より、八位までは、各、正従あり。正従に、各、上下ありて、すべて、三十階とす。これに、勅授・奏授・判授の別あり。今の勅奏・判任の如し。當時の制にては、職高ければ、位貴く、職下れば、位も賤し。然れども、官位相當せざるものあり。是に於いて、行及び守の號あり。官職位階には、各、その俸給あり。封戸・位・田・職・分・田・功・田・祿の五種に分てり。

田制

一、田制は、私領を廢し、盡く公田とし、班田收授（ハシテシユルシユ）及び租庸調の法を定む。民生れて六歳になれば、口分田を給せられ、六年毎に、戸籍を改め、死生を調査して、或は收め、或は授く。この法は、その形式に於いては、完美に近かりしが、實際の施行甚だ困難にして、遂に廢弛したり。租は、田地に對する課税にして、稻を以て納め、庸は、正丁の夫役にし、身體の力役なり。これには、自ら出でざるものは、布を以て、免役料を代納するの制あり。調は、絹、緇、布、絲、綿等、土宜によりて、法定の量を納むるをいふなり。

一、兵制は、徵兵の法にして、諸國の正丁（二十歳より、六十歳まで）、三分一を取りて、常備軍とす。五人を伍とし、二伍を火とし、五火を隊とし、二隊を旅とし、十旅を團とす。京には、五衛府

兵制

刑律

あり。諸國には軍團あり。諸國より、年番を以て、京を成る。之を衛士（エシ）といひ、邊境を成るを防衛（サキ）といふ。かくの如く、兵制は、その形式に於いては、大に見るべきものありと雖ども、年を経て、漸く弛み、聖武天皇の朝、衛士の外、また諸國郡司の子弟を點じて、健兒（ケンヂ）を設け、以て守備にあてたり。

一、刑律には、笞杖徒流死の五種あり。各、またその等級あり。左の如し。

第一、笞（チ）、十笞より、五十笞まで、五等あり。 第二、杖（ジョウ）、六十杖より、百杖まで、五等あり。

第三、徒（ト）、一年より、三年まで、半年づつ追加して、五等に分つ。 第四、流（リウ）、近中遠の三等あり。

第五、死（シ）、絞、斬の二等あり。

この他、除免官當として、官吏が官職を免じて、罪に當つる

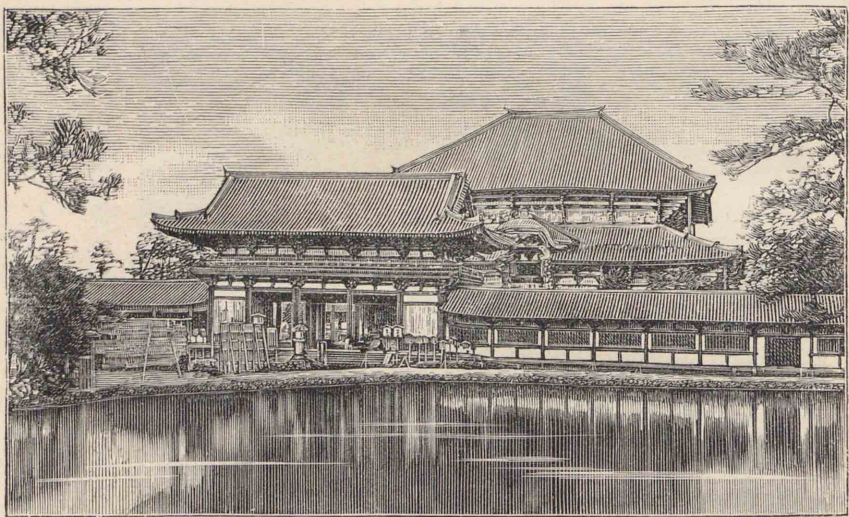
學制

ことあり。應贖として、罰金を以て、罪を贖ふもあり。
一學制は、京都に大學あり。諸國に國學を置く。大學は、五位以上の人の子弟、及び東西史ヤマトカウチフビトの子孫を學生とし、國學には、國郡司の子弟を教育す。共に官吏養成の目的に出でたり。國學は、經籍を主とし、兼ねて、他の普通科を授け、大學には、専門科を授く。其科四あり。一を紀傳道といひ、史學及び文章を講ず。二を明經ミョウキョウといひ、支那の經書を講ず。今の政治科なり。三を明法ミョウポフといひ、法律を研究す。四を算道といひて、數學を教ふ。大學の教官を博士ハカセといふ。文章博士、明法博士などあり。

第七章 文化

支那文明の吸收

當時の經濟狀態



(東大寺大佛殿)

唐との交通盛になりて、我國の文化著しく發展し、遣唐使の派遣によりて、留學生、僧侶の、彼國に渡るもの多く、彼土の文明は、洋々として、我が國に流入せり。殊に、佛教の隆盛なるに伴ひ、建築、美術、工藝は、その發達頗る著しきものあり。

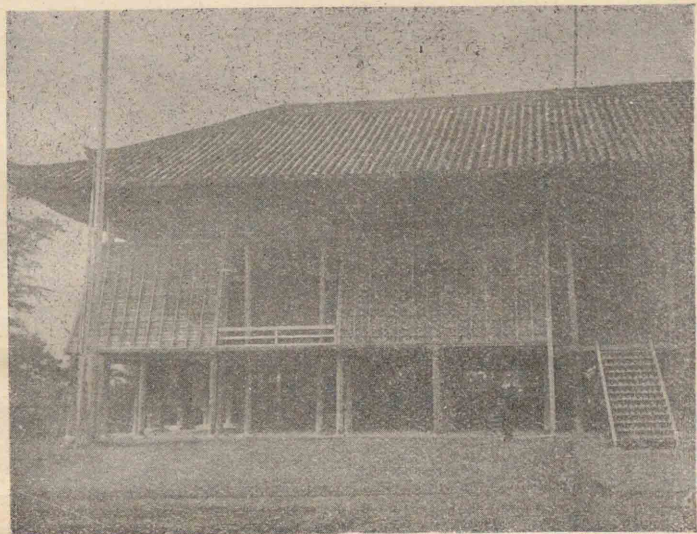
當時、諸國に金鑛の發見多く、社會の經濟狀態は、頗る順境に立ちたれば、諸大寺の造

東大寺

營、數ふるに違あらず。就中、東大寺の如きは、聖武天皇が、大願を以て、創立したまひし所にして、三國一の大伽藍と稱せら

れ、其本尊盧舍那佛の如き、實に、七十餘萬斤の銅と、一萬餘兩の鍊金を用ゐる、其大佛殿は、前後十數年の歳月を費して、成就せられたり。

當時の遺物は、現今、尙、奈良地方に存するもの少からず。之によりて、當代文化の面影を窺ふを得べし。中にも、もと



正倉院

(正倉院)

は東大寺に屬し、今は帝室の

(正倉院御物彈弓護所畫圖)



保管に歸せる正倉院は、實に、世界に稀なる寶藏にして、我國藝術の粹は、集めてこの中にあり。

これ等の美術は、單獨に、我國に發達せるものには非ずして、その淵源は、支那はもとより、遠く希臘・印度にありて、其系統をひけり。されば、この時代の文化は、實に東西洋の藝術を融和して、我國固有の思想の上に、構成せられたる一大産物にして、我等の祖先が、かくの如き偉績を遺せるは、大に吾人の誇とするに足れり。

東西洋藝術の融和

第八章 弘仁時代及び藤原時代の概説 文物制度の變遷

遷都
皇化擴張

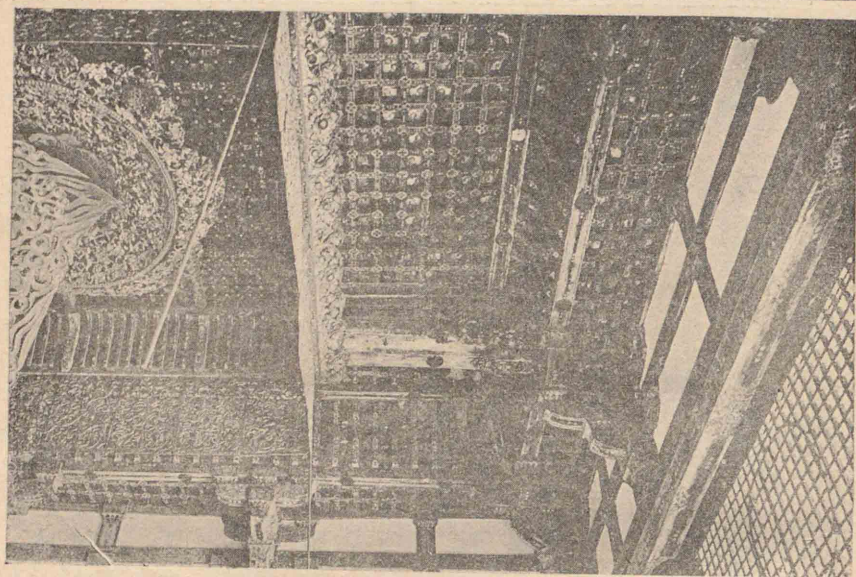
桓武天皇、都を山城に遷し、以て僧徒の跋扈を抑へ、また、大蝦夷を征して、皇化を擴張し給ふ。

この時代の
文化の
特點

嵯峨天皇の頃より、文物制度、面目を改め、これより後の文化は、一般に、我民族の特長を發揮して、また奈良朝時代におけるが如く、唐の文化そのまゝの移植に非ず。空海、最澄が開きたる眞言、天台の兩宗は、もと彼土の宗を傳へたるものなれども、自ら、獨特の教義を具して、所謂日本風を成せり。密に宗教のみならず、書道の和様、繪畫の倭繪の如き、また然りとす。文學に於いては、漢文漸く衰へ、假名文盛んに行はれ、以て

日本風

遷制度の變
令外官



(宇治鳳凰堂内部分)

藤原時代を飾れり。制度にありては、藏人所、檢非違使廳の設ありしより、漸く變遷し、また、さきの唐の制度模倣を事とせず、時宜によりて、自ら特殊の官職を設けられたり。所謂令外官、これなり。太政官の參議、中納言の如き、左右近衛府の如き、皆其例とす。

律令にありても、また、時勢の進むにつれて、自ら、法

格式

典の缺點を見出し、或は、更に之を補足し、または、斟酌するの必要起れり。嵯峨天皇の弘仁格式キヤウシキ、格十卷、清和天皇の貞觀格式テウケン、式二十卷、醍醐天皇の延喜格式エンキ、式五十卷、は、即、その必要によりて、選定せられたり。

攝政關白

藤原氏の繁榮と其裏面

藤原氏が、外戚を以て、攝政・關白の例を開きたるも、亦、制度の一大變革なりとす。これよりして、藤原氏は、ひとり、其權を擅にし、之に對する反動起らんとして、菅原道眞は、其犠牲に供せられ、ついで、不平の徒發して、承平・天慶の亂を作し、が、藤原氏は、益、繁榮し、道長に至つて、その極點に達せり。

この間、地方政治の紊亂甚だしく、田制弛みて、諸國豪族、多く私有の田を領し、武人の興起、こゝに胚胎したり。

第九章 源平時代の概説 莊園の起源と

武門の興起並びに寺院の勢力

大寶令ダイホウリョウの制定以後、年を経ること稍久しく、制度弛みて、紀綱振はず、莊園起りて、つひに武門の興起となれり。今その由て來るところを考ふるに、

一、地方政治の紊亂甚だしく、國司任期みつるも、京に歸らず、その地に土著するもの多し。

一、國司奸惡にして、私利を營み、人民苛政に苦み、逃れて浮浪となるもの多し。これ等は、或は、權門に仕へ、或は諸所の莊園に集まる、これ、また戸籍の制の行はれざるの致す所なり。

一、田制の廢弛によりて、貧富の懸隔甚だしく、土地を賣却

田制の廢弛と貧富の懸隔

戸籍の制と浮浪の徒

地方政治の紊亂と國司の著

武門の興起の由來

莊園と財政の紊亂

し、田園を質とし、以て財物を借るものあり。富豪の者、自ら土地兼併の風を馴致したり。

一、莊園起りて、權門勢家恣に公民を使役し、私有の田いよいよ多く、國司の支配を脱して、免租の地益増加し、中央政府の収入に、大影響を來せり。

莊園の起源

莊園の起りは、一、荒廢の田を開墾して、之をそのまま賜はりたるもの、二、賜田より起れるもの、三、功田を返さずして、世々私有とせるもの、四、神社佛寺の寄附田等あり。

莊園の弊

この莊園については、歷朝夙にその弊を察して、桓武・醍醐等の御代にも、禁ぜられしが、よく行はれず。後三條天皇に至りて、最も嚴しくこれを制裁し給ひしが、白河法皇院政の御代となりて、莊園また増加し、一方にありては、寺院の造營夥

國家經濟の困難

社會秩序の紊亂

しく、國家の財計大に窮するに至れり。

かくて、社會の秩序漸く亂るゝに至り、盜賊横行し、亂徒蜂起するも、滿朝の公卿優柔にして、之を抑ふる者無く、朝廷は源平二氏を用ゐて、之を鎮撫せしむ。前九年・後三年の役に於ける源賴義・義家父子の如き、その最も著明なるものとす。これより、兵權は、漸次源平二氏に移れり。

兵權の轉移

僧兵の起源

かゝる世にありては、寺社の如きも、その維持を圖らんが爲めに、自ら干戈を執て、其存立につとめざるべからず。殊に、寺院には、莊園あまた寄せられたれば、莊毎に兵を課して、交番宿衛せしめしが、終には、周圍の状態に應じて、武藝を練習し、兵器を蓄ふるに至れり。所謂僧兵は、かくの如くにして起れり。

神輿入洛
神木動座

叡山・三井寺・興福寺・東大寺・高野山・石清水・多武峯・吉野等の大寺社は、常に、數多の僧兵を有して、或は互に戰鬪し、或は朝廷に『ウツ嗽訴』し、其いふ所聽かれずんば、忽ち、『シン神輿入洛』、『シノ神木動座』を以て、當路者を困めたり。所謂『南都北嶺』は、實に當時における一大勢力なりき。

寺院の勢

保元の亂における頼長を始め、源平二氏の争衡に至るまで、重なる戦争には、僧徒のこれに與せざるもの、殆ど稀なり。平清盛が、福原遷都の一因は、また、僧徒の銳鋒を避けんが爲めの策に出でたりともいふ。而かも、また僧徒の要請によりて、舊都に還るの己むを得ざるに至れり。

武人の勢力加はる

僧徒の跋扈かくの如く甚だしきを以て、朝廷は、源平二氏に頼りて、之を抑へんとせり。然れども、その強暴は制すべからず。

院政

院政の弊

これより、武人の勢力また漸く加はる。

武門政治の備

かゝるうちに、院政の弊漸くいで、保元平治の亂を醸し、源平兩氏互に相制肘せしが、平氏勝を得て、つひに藤原氏に代りて、政權を占め、武門政治の備を作れり。

平氏と源氏

しかも、平氏の武強は、忽ちにして藤原氏文弱の餘風を受けて、所謂平家の公達となり、その榮華も、夢の間にして、西海に滅びぬ。而して、久しく關東に僻在して、ひそかにその勢力を養ひたりし源氏は、之に代りて、天下の政權を握るに至れり。

この時代の文化の性質

この時代には、藤原時代の文化の後を承けて、之に、支那宋代の文明を融和して、特殊の發展をなせり。

宋との貿易

清盛、資性果斷に富む。宋と貿易を起し、兵庫和田岬を築い



(平氏奉納嚴島經卷)

て、船舶に便し、安藝
嚴島神を信じ、白河
法皇、鳥羽上皇の御
幸を請ひ、音戸瀬戸
を開鑿して、往來に
便せり。その偉業、尙
今に餘澤をのこせ
り。
清盛、またかつて
嚴島社に經卷を納
めて、一門各、自ら之
を書寫し、その繁榮

2260
1549

を祈る。その製作、精麗を極め、實に當代美術の粹をあつめた
り。

第三篇 近古

第十章 鎌倉時代の概説 幕府の制度
朝廷と幕府との關係

鎌倉幕府
の開設

賴朝久しく東國にありて、祖先以來養ひたりし潛勢力を
以て、遂に平氏を仆し、兵馬の權を握るに至れり。義經の事あ
りしを機として、守護・地頭を置きて、天下の實權を收め、府を
鎌倉に開き、侍所・公文所・問注所を設けて、一切の政務を處分
したり。

侍所は、兵事及び警察を司る所にして、専ら家人を用う。即

職制

和田義盛を以て、その別當としたり。公文所は、政務を議する所にして、即、朝廷官務の學者を招いて、之に委託し、大江廣元を其別當としたり。問注所は、訴訟を掌る所にして、三善康信を以て、その執事とせり。三善家は代々朝廷にありて、法律の事を司れるを以て、之を任用せり。

朝廷との
關係

兼實

(蹟筆實兼條九)

朝廷には、公卿十人を撰びて、議奏とし、藤原兼實を、其首に置き、鎌倉と照會交渉して、事務を決せしむ。されば、朝廷は殆ど全く關東の意の如くなれり。

抑、關東が天下の實權を收むるに至りしは、守護地頭の設置に始まれり。文治元年、(一八四五)之に因りて、土地經濟の事、并びに軍兵警察の事は、みな、幕府の手に歸し

守護地頭

朝廷權力
の衰微

後鳥羽天皇
の恢復
御企圖

たり。然れども、其こゝに至りし遠因については、すでにのべたるが如し。而して、幕府の備は、はやく清盛の時にはじまれり。頼朝は、その失敗の跡を承けて、之を大成せしなり。これより後、朝廷の權力、漸次に弱くなれり。

後鳥羽天皇、これを恢復せんと思召して、常にその機を窺ひ給ひしが、その間に、關東にては、頼家・實朝、相ついで斃れ、元承久元年、(一八七九)及び(一八六四)北條氏は、陪臣を以て、天下の權を執るに至りしかば、上皇、遂にこれを斃さんことを圖りたまひ、破裂して、承久の亂となれり。承久三年、(一八八一)然れども、時未だ到らずして、上皇の御志の如くならず。

承久の亂

幕府の基礎
益固し

是より、鎌倉幕府の基礎益固く、泰時もまた、勵精自ら勤め、法制大に備はれり。即ち、上に將軍をいたゞき、以て京都に對

職制完備

し奉り、執權及び連署其下にあり、以て大事を決す。次に評定衆あり、以て政務を議す。後、時頼の時、評定衆の下に引付衆を置き、以て訴訟庶務を治めしめたり。京都には、兩六波羅の探題府ありて、京畿の政をとり、朝廷の監察に備ふ。泰時、また、貞永式目を制定して、(貞永元年、二八九二)敬神崇佛を其條首に置き、刑法、財産法等、すべて五十一條をたてたり。後世武家の法制を定むるもの、みな範をこれにとれり。

貞永式目

元寇

時頼いで、泰時の善政をつぎ、幕府いよく盛なり。時宗ついで、よく外寇を攘ひ、國威を宣揚せり。然れども、蒙古の變ありてより以來、幕府の財政、漸く困難にして、諸大寺社における敵國降伏祈禱の費夥しく、遙かに築壘繕甲の資に超え、大難すでに平ぎて後も、寺社の要求頻繁にして、修法の供施

北條氏財政の失敗

殿堂の營繕相つき、加ふるに、沿海の防備、軍需の徵發尙やまず。國民漸く怨聲を放ち、北條氏は財政の失敗によりて、漸くその衰頽の端をひらけり。

皇統兩分

この間、朝廷にありては、皇統二つに分れたまひしが、大覺寺統は、明主相つき、つねに皇室の權力興復を圖りたまひ、以て後醍醐天皇の建武中興に及べり。

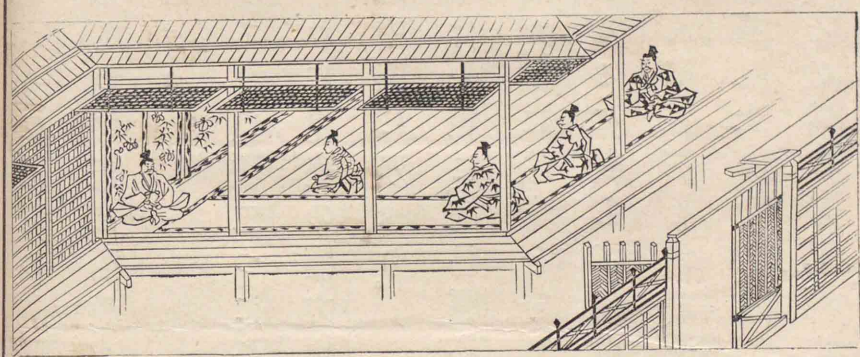
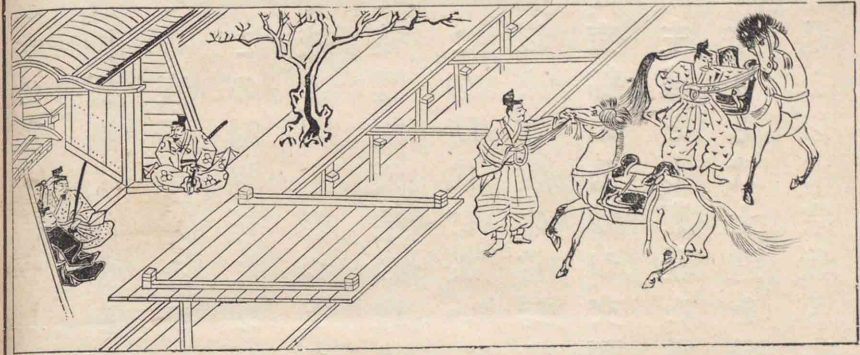
鎌倉武士

この時代に於いては、一般に、簡易質朴の風行はれ、殊に頼朝以來、爲政の當局者が、常に儉素を守り、武勇を勵ましたれば、京都の公卿が、文弱なるに對して、關東武士は、武強を以て、其主義とし、廉耻を重んじ、氣節を尙び、源平時代このかた養ひ來りし武士道を發揮したり。

武士道

宗教

是を以て、宗教も亦、その時代の風潮に伴ひ、平安朝時代に



(俗風及び築建の代時倉録)

於ける天台眞言等の宗旨の虚飾多く煩雜にして、貴族的なりしに反し、浄土宗一向宗及び日蓮宗の如き簡易にして、且つ平民的の宗風を帯び、よく時代の要求に應じたるもの、次第に勢力を得たり。而

藝術

して、宋との交通によりて輸入せられたる禪宗が、武人の間に大に行はれたるも、亦、その氣風に適切なるものありしによれり。されば、美術工藝の如きも、自らその趨勢に伴ひ、また、宋代藝術の影響をうけて、勁健雄壯の趣に富み、時代の好尚にかなへり。

第十一章 南北朝及び足利時代の概説 室町幕府の制度

皇統二つに分れて、幕府、皇室繼嗣の大事に容喙の端を開きてより、幕府は、つねに、これによりて、朝廷を抑へ奉るの策をとりしが、財政の失敗、民心の離反相つき、つひに滅亡の運にあひ、後醍醐天皇、この機に乗じて、建武中興の大業を起し

建武中興の失敗

たまひしが、忽ちにしてまた敗れ、再び武家政治の世とはなれり。

南北朝

尊氏、光明天皇を迎へて、位に即け奉り、後醍醐天皇、神器を奉じて、吉野に幸したまひてより、五十七年間、南北兩朝の争たゆることなし。この間にありて、南朝には、勤王の諸將相ついで、其忠勤を勵みたりと雖ども、多くは、意氣銷沈して、頽勢また挽回すべからず。北朝にありては、尊氏、直義等の、抱負の盛んにして、意志の強固なるあり。殊に、尊氏の如きは、器宇宏壯にして、よく將士を駕御し、夙く天下統一の大精神を持して、以て室町幕府の基を開けり。

尊氏、貞永式目に倣ひて、建武式目を制定し、以後、必要に應じて、その追加を出し、以て法制を定めたり。

建武式目

兩朝の比較

河調

幕府の制度
中央政府の三機關

三管領

評定衆

四職

三十六奉行

義滿、父祖の業をついで、遂に南北合和をはかり、克く幕府の基礎を確立せり。幕府諸般の制度は、義滿に至りて、備はれり。まづ、中央政府には、侍所・問注所・政所の三機關を置きて、兵刑訴訟・政務を司らしむること、鎌倉幕府に同じく、細川・斯波・畠山の三管領ありて、諸政を總理し、その下に、評定衆ありて、政務を議し、山名・一色・京極・赤松・畠山・上杉・大内・六角・土岐・武田・仁木・富樫等の國持衆を以て、その員に充つ。評定衆の下には、引付衆あり、即ち、次官なり。吉良・石橋・中原・二階堂・伊勢・波多野・佐々木等の諸氏之に當る。評定衆の中、山名・一色・京極・赤松の四人は、侍所司となり、之を四職と稱す。問注所の長官を執事といひ、町野・太田兩氏の世襲にして、また評定衆を兼ね。政所の長官を、また執事といふ。伊勢氏の世職たり。その下には、種

々の奉行ありて、事務を分掌す。その數凡三十六あり。唐船奉行の外國貿易を掌れる、寺社奉行が神佛社寺の事を掌れるが如し。

地方官

地方にありては、鎌倉に管領を置き、九州・奥羽に探題をおきて、各、その鎮撫を掌らしめたり。諸國に、守護・地頭をおくと前の如し。

京鎌倉の
軋轢

かくて、鎌倉管領と、室町將軍との軋轢漸く起り、氏滿・滿兼各、異志を懷きしかど、執事上杉氏の居中調停によりて、纔かにその破裂を支へしが、持氏に至りて、終に義教に滅ぼされたり。

守護の制
亂る

地方にありても、守護の制紊れて、その勢力益加はり、多くの地頭を併せ、中には、十餘國をも領するものあり。強臣次第

強臣跋扈

に跋扈の弊を生ぜり。義滿、幕府の威嚴を保たんと欲し、まづ山名氏清を誅し、また、大内義弘を亡ぼし、一時の小康を得たり。義教も亦、諸大名の勢力を殺がんとして、却て、赤松滿祐に弑せられ、これより後、幕府の權力、次第に下に移り、所謂下尅カク上の風甚だしくなれり。下尅上とは、下より上を凌ぐの謂にして、當時の通言なり。つひには、將軍は、たゞ虚位にそなはりて、實權は管領に移り、後には、管領も、また、その執事に制せられ、甚だしきに至りては、執事の權は、またその重臣にうつれり。足利氏の末葉における三好氏・松永氏の如き、その適例なり。かくの如くにして、幕府の紀綱廢弛し、加ふるに、義政の放縱度なきを以てしたれば、天下は殆ど無政府の有様となり、

下尅上

義政

應仁の亂

つひに發して、應仁の亂となれり。これより諸國全く潰崩し

群雄割據

前任紫野大德禪寺 順一休使天下老和尚

(蹟筆 尚和休一)

て、弱肉強食の世となり、群雄四方に割據するに至れり。かゝる世にあり



(像 肖 尚和休一)

大德寺一休

ては、英傑の資あるもの、若くは野心を懐けるものは、各風雲に乗じて起り、よく大業を試むべしと雖ども、之に反して、混沌たる社會の暗黒面を觀じ、自ら踏晦して、世と相背けるもの、また少からず。放埒不羈を以て有名なる大德寺の一休が如き、またこの時勢の反映に外ならず。

第十二章 明との交通及び倭寇

弘安の變後、我國と支那との交通たえて、たゞ商船僧徒の私に通ずるのみなりしが、南北朝の時、足利氏の天龍寺を京都に建つるや、諸國騷亂の故を以て、財用給する能はず。爲めに、毎年船二艘を元に遣して、貿易を營み、その利益によりて、寺觀を造營したり。之を天龍寺船と稱す。

天龍寺船

輸送に由
の勢、海客

再調

道隆、寺院ヲ觀ト稱ス

長親王
征西府
起時後清
作
二十四甲中
録
録

海賊

倭寇

明太祖

この後、元滅びて、明起るに及び、屢、使を九州に遣し、征西府
について、通交を求め、つひには、開戦を以て、我を威嚇せしか
ど、征西府辭を正しうして、之を却く。明主朱元璋、祖、之を怒る
と雖ども、元の失敗に懲りて、敢て來り攻めず。その殂するに
臨み、遺訓して、我を以て不征國の中に列せり。
當時、我西邊の海賊、屢、明及び朝鮮の沿岸を侵して、劫掠す
る者多し。加ふるに、内地に志を得ざる者は、去つて海外に、そ
の驥足を伸さんと欲し、亂暴を極む。明人之を倭寇と稱して、
畏るゝこと甚だしく、日本刀の銳利と、八幡船の名とは、最も
彼等を惱ましめたり。
義滿の時に至りては、明との交通始めて成り、兩國の貿易
盛んに起る。義滿終に、日本國王の封册をうけ、鎮西に命じて、

遣明使



(圖の船使明遣)

海賊を禁ぜしめ、ま
た諸國守護に命じ、
商賈に勧めて、物産
を交易せしめ、幕府
は、遣明使を五山僧
徒の中に撰びて、彼
土に渡らしむ。之に
よりて、幕府の財政
を助けしことは、い
ふに及ばず、彼地の
文明を輸入して、我
開化の發展に資し

應永二十六年の寇

勘合符

大内氏

たること少からず。

義満薨後、義持は、明と絶ちて、其使者を納れず。倭寇の勢また盛んなり。此間にありて、應永二十六年、蒙古、朝鮮等の船千餘艘、對馬に寇す。九州探題澁川義俊、少貳、大友菊池等の諸氏と、撃て之を却く。會、風雷雨電甚だしく、賊逃れ去れり。この後、明もまた蒙古に侵され、我國との交通たえたり。

將軍義教の時に至り、使を明に遣して、再び交易を復す。明主因て報聘使を遣して、海賊を禁ぜしめ、勘合符を授く。諸國の守護、兵庫、堺等の商人等、其符を請うて、ゆいて貿易す。五山の僧等、また彼地に渡るもの多し。幕府、勘合符を、大内氏に託して、其受付を掌らしめしが、大内氏は、之より明と貿易の實權を握り、國大に富めり。

明との交通絶ゆ

義政も、また屢、遣明使を發して、錢貨を求め、名畫珍器を輸入したり。應仁亂の前後に當り、國內の饑饉によりて、かの地に流徙するもの多かりしに、彼れ拒みて容れず。よりにて、近海を劫掠す。倭寇の難、また、はげし。義晴の時、幕府の使、大内氏の使と、彼土にありて争ひ、これより、明との交通やぶれ、倭寇の難つねに絶えず、以て秀吉の朝鮮征伐に及べり。

第十三章

歐洲人の來航と通商貿易並びに天主教の傳播 外征及び冒險の氣象

頻りに歐洲人の好奇心を惹き起したりしが、後奈良天皇の

Mare Polare

Cipango

Mangi 南洋
east 東洋

ポルトガ
ル船の渡
来

鐵砲傳來

南蠻人

平戸と長
崎

キリスト
教の傳播

天文十年、(紀元一五〇一、耶蘇)ポルトガルの商船は、種ヶ島に漂着し、爾後年々貨物を載せて、九州の諸港に至る。國人その珍奇を喜び、争うて其港に招く。種ヶ島時堯、彼より鐵砲の法を傳へ、終に全國に普くなれり。

ポルトガルについて、イスパニア人も、また渡來したり。これらの船は、皆南洋を経て來るを以て、彼國人を稱して、南蠻人といひ、その船を南蠻船と呼べり。當時、南蠻船は、多く松浦氏の領なる肥前の平戸に來りて、貿易を營みたれば、平戸は、一時歐洲貿易の中心となり、その後、大村氏の領邑長崎港ひらかるゝに及びて、平戸の貿易は、漸次こゝにうつれり。

歐洲人との貿易と、もに、キリスト教は、隨つて輸入せられたり。宣教師ザヴィエー來りて、弘教に従事し、薩摩の島津 François Xavier

其他近
ニニエナ
有クヤ

南蠻寺

歐洲への
遣使



(印麟宗友大)

豊後の大友・周防の大内等の諸氏、みな、その布教を許し、數年にして、ゼスイット宗派は、殆ど九州の全部に普くなれり。

將軍義輝、またキリスト教に向ひしより、



(印水如田黒)

キリスト信者は、漸く京畿に播がり、信長、また南蠻寺を京都に建て、安土に大成寺を建てたり。これより、キリスト教は、殆ど全國に普く、諸大名の間に行はれたり。



(印興忠川細)

天正中、大村純忠、有馬晴信は、子姪をローマに遣して、法王グレゴアール十三世に謁見して、十年を経て歸る。この後、慶長の末に至り、伊達政宗は、支倉六右衛門をローマに遣し、西洋の事情を探り、七年を経て歸朝したり。



(支倉六右衛門肖像筆蹟)

かゝるに及ぶ

品

秀吉の時に至り、令して、キリスト教を禁じ、宣教師を逐ひ南蠻寺を毀ち、信徒數千人を誅せり。是より先き、イスパニアの船舶、其新領土なるノビスバニア(メキシコ)にゆかんとして土佐の沖に漂着せしが、秀吉、その船長の話によりて、彼等

秀吉の天主教禁止

が領土擴張の手段として、まづ教を以てせよ、次に劍を以てせよ」といへる訓令を有せるを知りしかば、つひに、斷然之を禁止するに至れり。

國民の實力豊富

秀吉、内國を平定して、秩序を恢復し、田制・幣制を革めて、經濟の本源を養ひしかば、國民の實力、大に富み、加ふるに、足利季世以來、毛利氏の石見銀山・上杉氏の佐渡銀山・武田氏の甲斐の金鑛等、盛んに開鑿せられ、以後、金銀貨の鑄造夥しく、國力最も充實せり。朝鮮征伐の如きは、即、この餘力の發動に外ならず。秀吉が、フィリッピン諸島、及び臺灣の入貢を促し、も、またその例にもれざるべし。

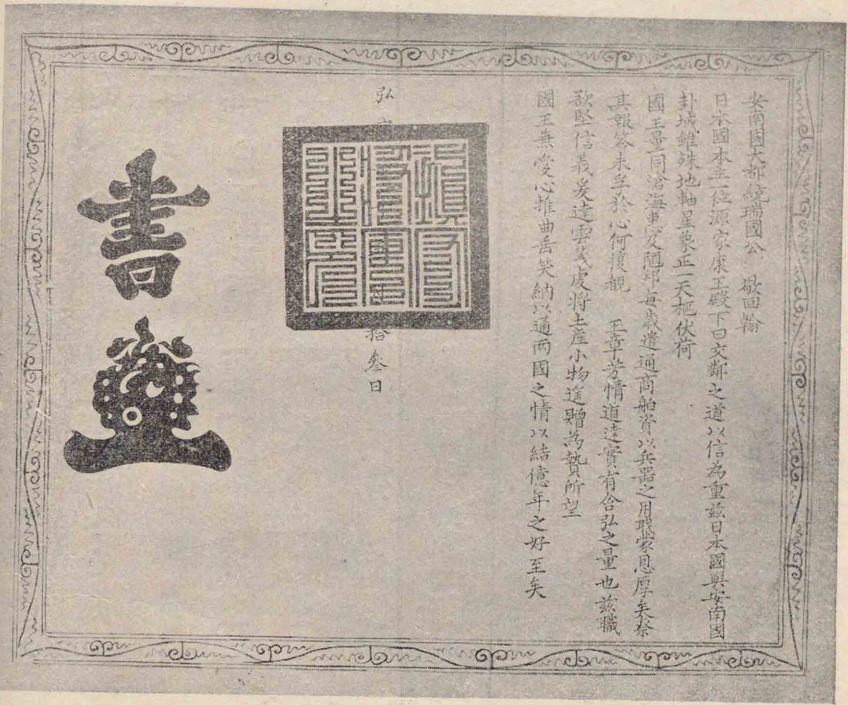
外征

朝鮮との媾和

家康、秀吉の後を承けて、まづ朝鮮と和して、通商を開き、以後朝鮮は、つねに來聘を缺かず。家康、また、明と交通を復せん

琉球征伐

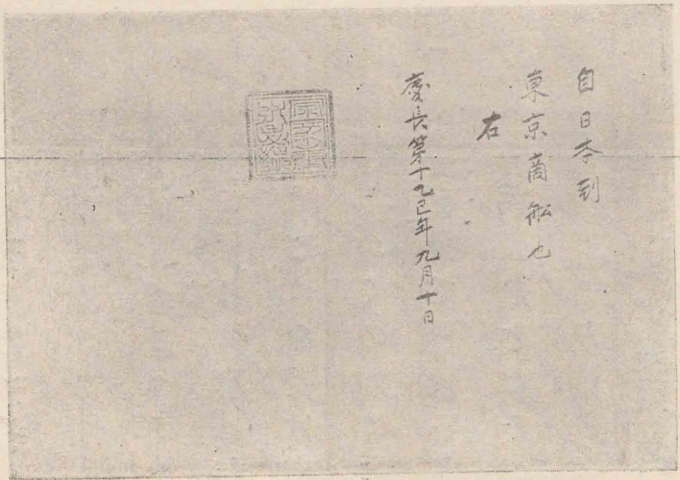
通商貿易の獎勵



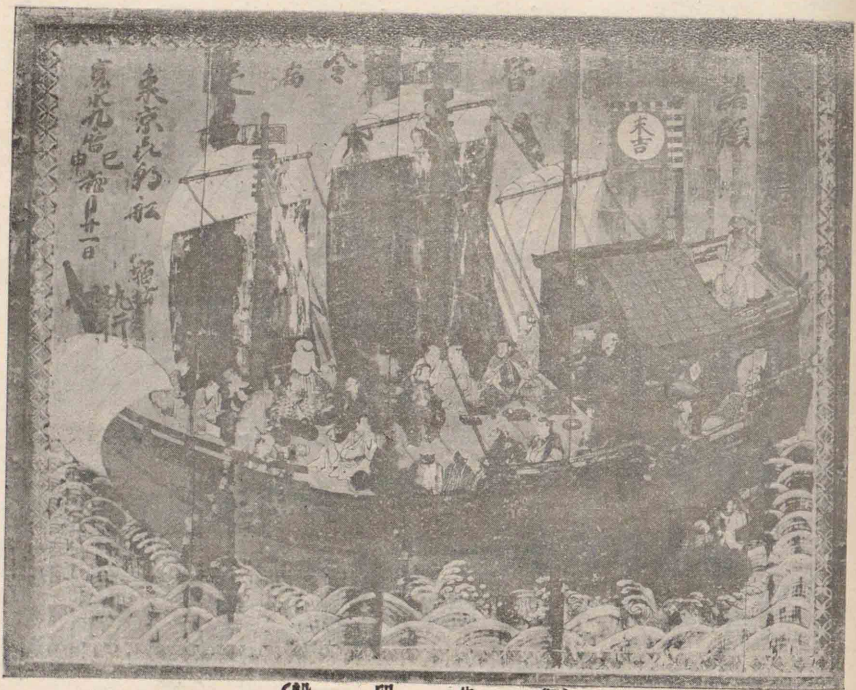
(安南國大統都統書翰)

とせしかど、彼應ぜずして止む。

此頃、島津家久は、琉球を征して之を従へ、この後、琉球は島津氏に屬し、以て明治の世に及べり。家康の時には、キリスト教の禁は益、厳しくなれり。然れども、通商貿易は、盛んに獎勵せられ、彼



(海外渡航朱印)



(船印朱御)

御朱印船

象 冒險の氣

より來るもの、此より往くもの、益多く、西洋諸國にては、イギリス・オランダ・イスパニア等の諸國の船舶來航し、また安南・暹羅・東埔寨・印度五和等の諸國來聘し、我れよりしては、支那沿岸及びマラッカ半島の諸國より、遙かにルスン・ジャバ等に至り、幕府は、年々數十通の航海朱印を發し、諸大名商賈等は、これを受け、南洋に航して、利益を計れり。

かくの如くにして、我が國民はいよく、海外發展の機會を得て、冒險を試むるもの多し。山田長政・濱田彌兵衛・天竺徳兵衛などは、その著しきものなり。

第二学期 梅室神講

第十四章 天文慶長年間における國內の變動

的の諸 究方群 竟目雄

織田信長

應仁亂後、中央政府の實權失せて、天下全く潰崩し、群雄四方に割據して、各、その力を競へり。而して其究竟の目的とする所は、多く、旗を京師に樹て、天子・將軍を挟み、以て、天下に號令せんとするに在り。然れども、各、互に牽制せられて、つひにその志を遂ぐるに至らざりしもの多し。關東における北條・今川・武田・上杉の四氏の如き、その適例とす。

織田信長、この間に起りて、東、今川氏を滅ぼし、西、近江を平げ、また、徳川氏と結びて、東の諸強に備へ、武田・上杉・北條をして、互に相制肘せしめ、遂に西上して、覇業の基を開きしが、その間、武田信玄・上杉謙信の兩雄相ついで歿し、二氏の勢力もたもとの如くならず。乃ち進んで、西國平定の途を開き、大阪本願寺を平げ、更に、その同盟國たりし毛利氏を伐たんとし

秀吉の内
國平定



(一内信徒血判起請文)

朝鮮征伐

て、本能寺の變に遭ひ、中道にして卒せり。
秀吉、信長の志をつぎて、まづ其反對黨たる柴田勝家を破り、徳川氏と戦うて、之と和し、ついで四國・九州を平げ、また、後北條氏を伐ちて、國內悉く平定したり。
つひに、力を海外に伸して、兩度の朝鮮征伐を試みたりし

關原の役

が不幸にして、花々しき結果を見るに至らずして、薨去したり。



(石田三成筆蹟)

秀吉の薨後、天下の權は、移つて家康の手に入らんとせり。
石田三成・小西行長等、家康と之を争ひ、破裂して、關原の役となり、徳川氏三百年政權掌握の幕は、こゝに開かれたり。
之を要するに、
天文より慶長に
いたる凡六十年

間は、足利幕府仆れて、天下の崩解、その極點に達し、その後、統一の氣運漸く熟して、更に徳川幕府の興起を見



(小西行長筆蹟)

過渡の時代

るに至る過渡の時代なりとす。

第四篇 近世

第十五章 江戸時代の概説

江戸幕府

家康、將軍となり、幕府を江戸に建て、しばらくにして、職を子秀忠にゆづり、諸大名を威壓して、徳川氏が將軍職世襲の實を示し、自らは、駿府に隠居して、大事を處決したり。ついで、目の上の瘤なる豊臣氏を滅ぼして、天下太平の基を開き、諸制度を定めて、鎌倉足利以來の例に考へ、かねて、自らの經驗を以て、之を斟酌し、朝廷を抑へ、諸大名を制せり。

鎖國令

諸制度制定

三代家光、剛毅にして、よく諸大名を威服し、幕府の基礎確實なり。また、宗教制度を定めて、外教を禁じ、鎖國の令を布け

(東山方廣寺大佛殿鐘銘)

洛陽東麓	舍那道場	聳空瓊殿	貫虹畫梁	參差萬瓦
崔嵬長廊	玲瓏八面	焜耀十方	院象兜夜	刹甲支素
新鐘高掛	爾音于鏗	響應遠近	律中宮商	十八聲響
百八聲忙	夜禪晝誦	夕燈晨香	上衆聞竺	遠寺出湘
東迎素月	西送斜陽	玉筍掘地	豐山降霜	告怪於漢
救苦於唐	靈異惟夥	功德無量	陰陽燮理	國家安康
四海施化	萬歲傳芳	君臣豐樂	子孫殷昌	慶雲甘露
呈瑞呈祥	佛門柱礎	法社金湯	英檀之德	水遠山長
皆慶長十九	甲寅歲孟夏十六日			

大檀那 正二位右丞相豐臣朝臣秀頼公

奉行 片桐東市正豐臣且元

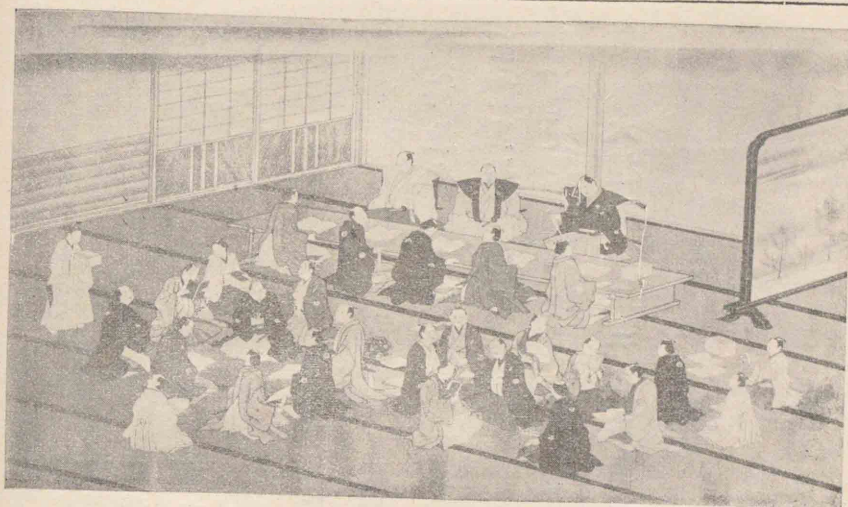
治工 名護屋越前少掾藤原三昌

前往東福後住南禪父英叟清韓謹書



元祿時代

幕府中興



(昌平覺講の圖)

り。これより、世はたゞ靜穩無事にして、文化いよゝゝ進捗し、學問大に興り以て、五代將軍綱吉の元祿時代に及び、燦然たる光輝を發せり。その反動として、武士の氣質は、やうやく失せて、奢侈淫靡の風流行し、上下の財計大に窮せり。

六代家宣出でて、新井白石の補佐をうけて、その弊を革め、八代吉宗、そのあとをうけて、勤儉尚武を以て、中興の業をたてた

享保の治

幕府の下
勤王論の
萌し

寛政の治

文化文政
の治

外國の刺
激

り。享保の治は、實に徳川幕府の全盛時期にして、最もその頂點に達したる時とす。

(寛政三博士筆蹟)

名

(柴野彦助)

九代家重、十代家治の頃、田沼意次權を弄するに及びて、世はやうやく下り坂に向ひ、勤王論始めて萌せり。十一代家齊に至り、松平定信出でて、

銳意治を圖りて、寛政の治を興し、ついで、家齊自ら政を執り、文化文政の治を成

尾藤長佐

(尾藤長佐)

したりと雖ども、世界の氣勢は永く我國民の孤立を許さず。外國の刺激至りて、邊境の警報頻りに傳はり、天

古賀彌助

(古賀彌助)

國學トハ私教私學ノ謂非ズ曰神一カニ朝スル學ノ謂ナリ。

幕府の衰頹

下漸く多事なり。
ついで十二代家慶のとき、水野越前守、改革を圖りて、つひに失敗し、これより、幕府は次第に衰頹したり。嘉永六年、アメリカ使節の渡來より以後、勤王攘夷の論盛んに起り、幕府はつひに之が爲めに倒れぬ。

第十六章 江戸幕府の諸制度

諸法度

大阪落城の後、間もなく、家康は、公家諸法度、武家諸法度及び寺院法度等の法令を發布したり。

公家諸法度

公家諸法度は、皇室及び公卿等の勢力を檢束したるものにして、十七ヶ條より成り、天皇の御學問、親王公卿の班次、朝臣の相續、服制、僧侶の紋任等に關する規則を定め、これによ

諸法度
公家諸法度

武家諸法度

りて、朝廷は、官位の與奪、神官僧尼、及び藝術等、人に榮譽を與ふる權を綜べて、土地、兵馬等の實權は、全く幕府の掌握する所となれり。

武家諸法度は、十三ヶ條より成り、城廓新築の禁、同修補の規定、參觀交代の制、及び諸大名私に婚姻すべからざる事等を定め、之によりて、諸大名を制馭したり。

寺院法度

寺院法度は、各、その大寺本山に下したるものにして、各宗派によりて、その文異りと雖ども、その主旨に於いては、大抵同じ、即ち、學問を奨勵し、修行年限を定め、各宗本山末寺の關係を明かにし、僧官紋任及び住持入院等は、すべて朝廷より授かる前に於いて、幕府の允可を得べき旨を定めたり。

元和の令

以上三種の法度は、之を元和の令と稱し、實に、幕府の憲法

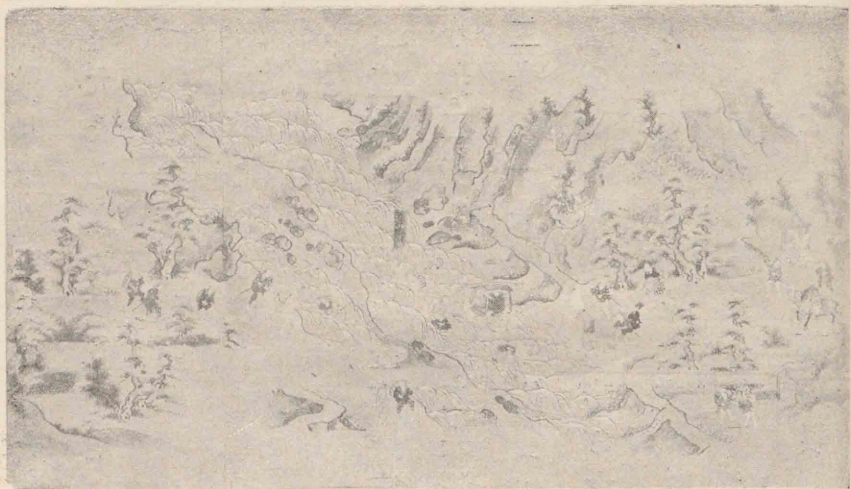
職制

ともいふべきものにして、以後、この三種の法令は、幕府累代の遵奉する所となり、時々改定せられたりと雖ども、多くは、大同小異にして、その大主旨に於いては、變更することなし。幕府の職制は、家光の時に至りて完備したり。首相を大老といふ。これは、必ずしも常に置かず。執政を老中といふ。今の内閣大臣の如し。若年寄之に副ふ。これ等は、最も重職にして、いづれも、譜代大名を以て、之に補せり。次に、寺社奉行、勘定奉行、町奉行あり。之を三奉行と稱し、政刑及び訟獄を司る。大目付、目付その次にあり。老中及び若年寄の耳目となりて、大名旗下の監察に任ず。

地方官

地方には、京都に、所司代をおきて、京畿を守護し、市政を司り、陰に朝廷を監し、西國大名を控制す。大阪その他主要の地

刑法



(大東名参観途中大井川の景)

には、城代をおき、奈良、長崎、佐渡、堺等には、奉行をおけり、また、幕府の直轄の地、所謂天領には、郡代、代官を遣して、庶政を司らしめたり。

刑法は、吉宗の時にいたりて、成典公事方定書成れり、刑に死、遠島(流)、追放、敲杖、黥、晒物等あり。死刑には、斬罪、火灸、獄門、磔、鋸引等あり。士たるものには、刑を加へず。切腹、改易、閉門、逼塞、遠慮等の刑あり。

15世紀末から16世紀初頭まで Spain, Portugal

幣制

金座銀座
貨幣

紙幣

幣制は、豊臣氏の時、大判、小判を鑄造したりしが、徳川氏も、またその制に依りて、更に判金を鑄造せり。之を慶長金と稱す。綱吉の時、元祿の改鑄によりて、品質大に下り、家宣及び吉宗の時、これを改良せしが、その後、また屢、改鑄ありて、品質漸く悪くなれり。

貨幣の鑄造は、金座、銀座、錢座に於いて之を造る。金に、大判、小判、二歩判、一步判、二朱判、一朱判あり。銀に、丁銀、豆板、一步判、二朱判、一朱判あり。銅貨は、寛永中、寛永通寶いつ。四代將軍家綱のとき、京都方廣寺の大佛を毀ちて、錢を鑄る。背に文字あり。世に、大佛錢、また文錢と稱す。天保年中、天保通寶當百錢いづ。この他、鐵錢もまた行はれたり。また、諸藩には、藩内限りの紙幣を發行したり。之を藩札と

田制

鎖國の以後
歐洲の状況

稱す。之に金札、銀札、錢札、米札等あり。田制は、六尺平方を以て、一步とし、三百歩を以て、一段とす。租税を納むるに、米納、金納、銀納あり。田畑の永代賣買を禁じ、土地讓與にも、制限を加へ、以てその兼併を防げり。

第十七章 邊境の事情及び洋學

寛永の鎖國以來、歐洲諸國船舶の來航、やうやく跡を絶ちたりしが、この間、歐洲諸國にては、ポルトガル、イスパニアは、イギリスに壓せられて、復振はず。イギリスも、亦、内亂相ついで起り、國內甚だ多事なりしが上に、インドの版圖、及びアメリカ殖民地の經營に忙しく、東方に手を伸すの暇なかりしかば、オランダは、獨り日本と交通の利益を占めたり。

第十七章 邊境の事情及び洋學

我國の開國
諸國の歐洲
有様

西力東漸

我邊海の
警報

松平越中守

十八世紀の末には、歐米諸國に、劇烈なる戰亂起りて、アメリカ合衆國は、獨立し、フランスも、亦、大革命を生じたりしが、其後、十九世紀に及びて、ナポレオン一世、絶海の孤島に謫せられてより、歐洲諸國も、漸く靜穩に歸せり。是に於いて、その勢力は、漸く轉じて、東方に向はんとせり。

この間、科學の發達著しく、蒸汽船の發明ありてより、航海の業に、一大進歩を促すあり。西人の東方に著目するもの、漸く多く、イギリスは、インドの經營に力を盡し、次第に支那海にその勢を及ぼし、ロシアも、亦、意を東方に用ゐ、シベリアを経略し、夙く手を、カムチャトカ、及び千島、樺太に伸して、我北邊を窺へり。天明、寛政の交、イギリス、ロシアの船舶、屢、來りて、我邊海に出沒せり。

蘭學

海防策

朝霞 山陰王

時に、我國にありては、さきに、新井白石の采覽異言、西洋紀聞等によりて、端を開かれたる蘭學は、將軍吉宗の洋書解禁以來、漸く發達して、青木敦書、前野良澤、桂川甫周、杉田玄白、大槻玄澤等、蘭學の大家輩出し、醫藥、天文、地理、理化學等の書、漸次翻譯刊行せられ、西洋事情に通ずるもの少からず。

かくて、海防を論ずるもの漸く多く、林子平は、海國兵談、三國通覽等の書を著して、罪を幕府に得たり。幕府も、亦、外國の

來寇を慮りて、老中松平定信は、銳意海防の策を講じ、また、近

近藤 重藏

(近藤重藏筆蹟)

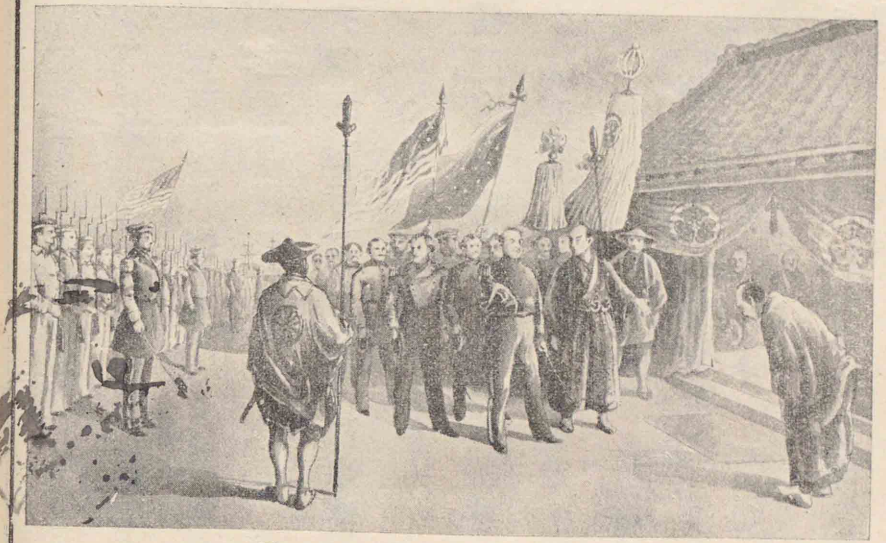
藤重藏、間宮林藏等をして、北地の測量探險に従事せしめたり。

ザノフ、長崎に來りて、通商を請ひ、幕府の謝絶によりて、空し

ZANOV

文政の攘夷令

天保の緩和令



(一 應 接 の 圖)

く歸りしが、後、數年にして露船北海に寇し、イギリス船も、また長崎に闖入す。これより、攘夷の論起り、ついで、文政の攘夷令となれり。渡邊華山、高野長英等は、西洋の事情に通じて、その妄りに伐つべからざるを論じて、罪を得しが、天保の令によりて、少しく、これを緩和したり。

是時に當りて、アメリカ合衆國は、さきに、獨立以後、國運

アメリカの朝節の來

幕府の倒亡

南税
北知法權

読

駸々として進み、世界屈指の富強となれり。その船舶の太平洋を航行するもの、屢、我近海に來りて、難に遭ひ、薪水の缺乏を訴ふるもの多く、我國と和親修交の必要を感ずる事切なり。つひに、嘉永六年、ペリーの來朝となれり。かくて、世界の趨勢は、我國舊來鎖國の状態を許さず。幕府は、この大勢に促されて、遂に歐米各國との通商互市を許ししが、之が動機となりて、つひに自ら仆るゝの運命を免れざるに至れり。

第十八章 維新の原因及びその事蹟の概説

維新の大改革については、種々の事情相錯綜して、甲乙互

にその因となり、果となり、彼此密接の關係を有せりと雖ども、その重なるものを擧ぐれば、

一、國學

二、勤王論

三、外國の刺撃

四、幕府實力の滅殺

等これなり。

僧契沖、荷田春滿等

國學を興してより、賀

茂真淵、本居宣長、平田

篤胤等、國學の大家輩

出して、我國粹を發揮し、皇室中心の國體を明かにし、これに



(蹟筆像僧契沖)

國學

四十三年... 尊王の氣風大に起り、王朝の古に復せんことを

よりて、尊王愛國の氣風大に起り、王朝の古に復せんことを

希ふもの多し。

是より先き、水戸光圀は、大日本

史を著して、大義名分を明かにせ

しより以來、勤王論漸く胚胎し、竹

内式部、山縣大貳等出でて、勤王説を鼓吹し、また、高山正之、蒲

生君平等の唱導によりて、諸國士民、尊王の義をさとり、尋で、

頼山陽の日本外史いづるに

至れり。

幕府は、内政の失敗相つき、

大鹽平八郎の亂を作すあり。ついで水越の改革は、却つて民

心離反のもとをなせり。而して、前代以來の奢侈をうけて、財

篤胤

(蹟筆胤篤田平)

勤王論

(蹟筆陽山頼)

勤王論

幕府内政の失敗

財政困難

實力疲弊

外國の刺

井伊直弼の武斷

安政の大獄の討幕攘夷論

浩洞中丞

(大鹽平八郎筆蹟)

政漸く困難にして、用度屢窮し、加ふるに、災
 早相つき、天下漸く多事なり。而して、幕府の
 繁文縟禮は、舊の如く、門閥資格の論、煩雜を
 極め、士風一般に衰頹して、幕府の實力疲弊を極めたり。
 是時に當りて、ペリーの來朝あり。四方の志士、之に乗じて
 起り、天下騷然たり。而して、幕府は、周章狼狽の餘、二百餘年の
 舊慣を破りて、事を朝廷に奏し、また諸侯をして、喙を政治に
 容れしめたり。これより、威令復行はれず。

將軍繼嗣の問題起りて、幕府の衰頹は、更に一步をすゝめ
 ぬ。井伊直弼の武斷、よく一時の機宜を辨じ得たりと雖ども、
 安政の大獄は、また幕府の運命短縮の因を成せり。かくて、内
 には、討幕攘夷の論盛んに起り、穩和過激の二黨、互に其勢力

の消長を争ひ、朝廷の意見、また爲めに、屢變じ、或は七卿の長
 門落となり、或は元治の變となり、或はまた、大和・但馬の亂と
 なれり。この間、列國の要請追求止まず。國歩の艱難こゝに極
 まれり。

長州征伐
 大政奉還
 戊辰の役
 長州再度の征伐起りて、幕府の威勢全く地に落ち、またよ
 く諸侯を制御すること能はず。つひに、將軍慶喜の大政奉還
 となりしが、佐幕黨と薩長との衝突は、發して鳥羽・伏見の戦
 となり、慶喜の恭順によりて、その局を結べり。其餘波、彰義隊
 及び東北の戦を作し、かど、しばらくにして平ぎ、王政復古
 の大業こゝに成就したり。

第五篇 現代

第十九章 明治新政 新設官制

版籍奉還 廢藩置縣

新政の基礎
五條の御誓文によりて、明治新政の基礎を定めたまひ、廣く世界各國の粹を集めて、我國體に參酌して、新政體を創めたまへり。

新設諸官

是より先き、慶喜の大政奉還後、關白征夷大將軍以下、從來の諸官職を廢して、新に總裁・議定・參與の三職を置き、萬機を親裁せらる。

職制

明治元年正月、職制を定めて、神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を太政官に置かれしが、五條の御誓文いで、

議院制度の胚胎

後、更に官制を改定して、太政官に、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置き、議政官は、専ら立法の權を掌り、刑法官は、司法權を掌り、他の各官は、行政の權を掌る。是に於いて立法・司法・行政の三分科明かになれり。また、議政官に、上局・下局を設け、上局は、議定・參與等、政務を議し、下局は、各藩の徵士・貢士等の會議するところとす。この制は、後の上院・下院の制に類するものにして、議院制度はこゝに胚胎したり。

版籍奉還の建議

是時に當り、東北の亂既に平ぎ、政權は朝廷に歸せりと雖ども、土地兵馬の權は、尙地方各藩の握る所となりて、朝廷の歲入乏しく、財政の基礎定まらず、軍事の實權、また未だ全からず。されば、當路の士も、深くこれを慮りて、元弘建武の覆轍を踏まんことを憂へたり。恰も、明治元年十一月、姫路藩主酒

井忠邦、上表して、諸藩の土地人民を收められんことを建言せしかば、更に命じて、その主旨を詳陳せしむ。

版籍奉還

翌年正月にいたり、木戸孝允は、長門藩主毛利敬親に説きて、版籍奉還をすゝめ、大久保利通も、亦、之を薩摩藩主島津忠義に説く。土佐藩主山内豊範、肥前藩主鍋島直大、また之に倣ひ、四藩連署して、土地人民を奉還せんことを請ふ。列藩相ついで之に倣ふ。優詔して、東京再幸の後、公論を以て、之を決裁せんことを諭し給ふ。二年三月、車駕東京に幸し、六月、勅して諸藩の請を許し、諸藩主を以て、知藩事とし、藩政を行はしむ。是に於て、再び官制を改め、大寶令を潤飭して、諸官省を設く。即ち、神祇、太政の二官をおき、太政官に、左右大臣、大納言、參議を置き、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省を置き、別に、集

官制改定

廢藩置縣

議院を設けて、各藩より、その議員を選出して、政務を議せしめたり。

四年七月、詔して、藩を廢して、縣となし、各藩知事の職をやめ、尋で、三府七十二縣となし、縣治職制を頒ち、郡縣の制始めて定まる。この後、屢、縣分合ありて、三府四十三縣となれり。

第二十章 外交 大使派遣

歐米文物制度の採用

外國事務
總裁

王政復古の初、朝廷、外國事務總裁を置き、萬國公法に依りて、列國と和親を結ぶべきよしを告ぐ。時に、諸國の士、攘夷の論を固執するもの多く、屢、外人と衝突して、殺傷あり、暴徒の各國公使を要撃するあり、外人の暗殺せらるゝものありて、

條約改正の必要

事端益々繁く、英佛二國は、兵を横濱に置いて、自ら衛る。八年に至り、之を解けり。
是れより先き、幕府が、列國と締結したる條約は、條款當を失ひ、我邦にとりて、不利益の事多く、稅權回復、治外法權撤去等、改正を要するもの少からず。

特命全權大使の遣

明治四年十月、特命全權大使を、締盟各國に派して、條約の改正を謀り、文物制度を視察せしむ。乃ち、右大臣岩倉具視を大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文等を副使として、アメリカ、イギリス、フランス、イスパニア、ホルトガル、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、デンマーク、スウェーデン、イタリア、オーストリア、スウイスの十四國を巡回せしめ、諸省の理事官、及び留學生等をして、隨行して、文物を視察

大使の過程

せしむ。

大使の一行は、到る處歓迎せられ、殊にアメリカ合衆國の如きは、日本を開きしは、我力なりとて、厚遇し、その國會にては、下關償金の非を議決し、この血腥の金を蓄ふるは、不祥なりとて、之を返却したり。この他、イギリス、オランダも、また款待至らざるなし。フランスは我を宗敵なりとして、喜ばず。ローマ法皇も、亦恚りて顧みず。イスパニア、ポルトガルは、國亂によりて、行くを果さず。六年九月歸朝したり。

條約改正第一案

初め、大使の出發するに當りては、條約改正を以て、其目的とせしが、アメリカに至りて、之を謀りしに、まづ、其條款を提出せんことを求めしかば、大久保、伊藤の二人は、一旦歸朝して、案を具して、再びアメリカに赴けり。之を我國條約改正の

第一案とす。然れども、當時、我國の法典、その他諸般の文物未だ備はらず。アメリカも、亦、容易に應ずる氣色なかりしを以



(像 會 視 具 倉 岩)

て、大使は、深くも決定を求めずして、歐羅巴に向ひ、たゞ禮聘にのみ止めたり。德川氏の末季に當り、諸藩、多く西洋の事情を知らず、甚だしく之を嫌ひ、西洋學を擯斥して、守舊の思想に驅られ、過激の言動多かりしが、維新開國の後、西洋思想は、漸次輸入せられて、一般國民は、靡然として之に傾き、歐米の事情にくら

西洋思想の輸入

洋風の採用

舊物破壊の風

きものは、頑固舊弊として、排斥せられ、百般の文物・制度・典章・風俗、悉く彼を模倣したり。鐵道・汽船・電信・郵便等、交通運輸の利器より、機械・工業・金融・機關等、著しく發達したり。煉瓦石造の建築・馬車の乗用・士民の散髪・脫刀・禮服の洋装・曆日の改正等、舊習を去りて、新に洋風を採用せるもの多し。

かくて、士民争うて、西洋の事物を模倣し、機械書籍の輸入多く、貿易均衡を失ひ、其弊漸く起れり。つひには、全く舊物破壊の風を生じて、古美術・古書畫・名勝舊蹟等、頽廢に委せらるるのみならず、甚だしきは、之を破壊燒毀する者あり、東京増上寺の廟が燒きすてられんとしたる、奈良興福寺の塔が、僅かに拾五圓の金に代へられんとしたるも、此時のことなり。大使等歸朝の後、この弊に鑑み、頗る檢束して、其風を革め、心

内國整理

を内國整理に用ゐ、適宜斟酌して、西洋の文物を輸入し、我國力の充實をはかれり。

第二十一章 朝鮮との關係 征韓論

佐賀の亂

朝鮮の無禮

維新の初め、我國は、使を朝鮮に遣して、隣交を修めんと欲せしに、彼れ、其書式の例に違ふを以て、之を拒む。尋で、また使を遣して、修好を勧めしかど、また應せず。朝野大に憤る。外務大丞丸山作樂、黨を結びて、兵を募り、之を襲撃せんとして、事覺れ、獄に投ぜらる。

征韓論の起り

尋でまた、使を遣して、對馬の歲遣貿易船を罷むるを報じ、漂民を送致せしに、彼は、漂民を受け、他は皆拒て受けず。朝野

征韓論の大破裂

皆その無禮を怒り、征韓の論盛んなり。參議西郷隆盛は、自ら朝鮮に使し、彼れ若し受けずんば、之を征せんと請ふ。

既にして、全權大使の一行、相ついて歸朝し、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通等、まづ内治を整ふべきを説き、外征の秋にあらざるを主張す。乃ち兩議を執奏せしに、勅して、非征に決したまふ。是に於いて、西郷隆盛、副島種臣、板垣退助、江藤新平等の職を罷む。陸軍少將篠原國幹、桐野利秋等、また職を辭し。物情恟然たり。

佐賀の亂

七年正月、江藤新平、佐賀に歸り、陰かに、征韓の黨を集む。時に、佐賀の新政を悦ばざるもの、憂國黨を結びて、封建の制に復せんことを謀れり。二月、憂國黨の徒亂を作す。前秋田縣令島義勇、之が鎮撫の爲めと稱して、郷里佐賀に歸り、遂に新平

と共に、憂國征韓の兩黨を合せ、縣廳を襲ふ。勅して、嘉彰親王を征討總督とし、陸海軍を遣して、之を討たしむ。總督未だ至らざるに先だちて、熊本鎮臺は、暴徒を破り、義勇等縛につき、新平は、土佐に捕へられ、各刑に處せられたり。

第二十二章 臺灣征討及び琉球の處分

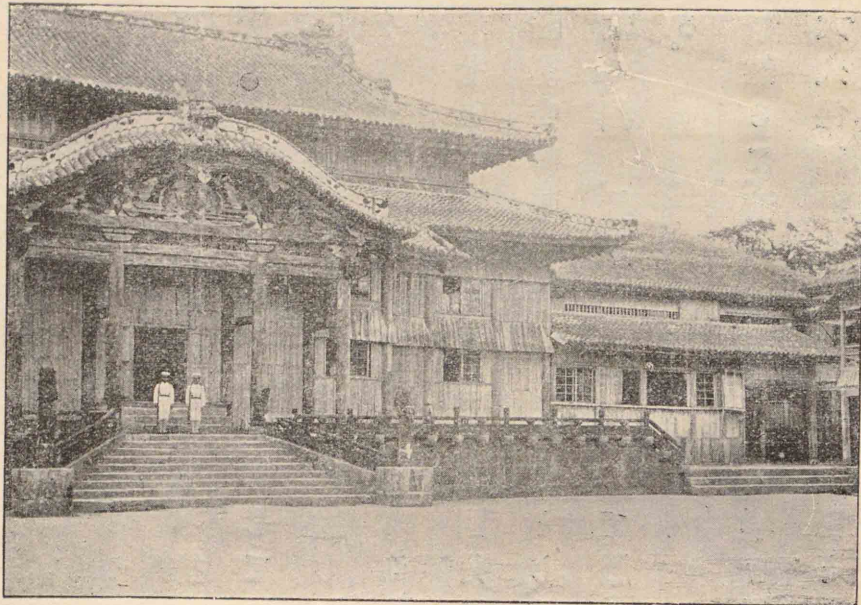
琉球は、慶長十四年、(六二九)島津氏の征伐より以來、薩藩に屬せしが、明治六年に至り、國王尙泰入朝す。乃ち封じて藩王となし、邸を東京に置き、朝廷より、外務官を派遣して、外交を措置せしむ。

此頃、琉球の民六十餘人、臺灣に漂到して、多く生蕃に殘害せられ、内地の民も、亦劫掠せらる。尋で、副島種臣を、全權大臣

琉球藩王
の入朝

征臺論

副島種臣
の外交



(元 琉球藩主の邸)

となし、清國に遣し、始めて條約を交換し、臺灣の事を處理せんとす。清國、答ふるに、生蕃は、化外の民、我の知る所にあらずといふを以てす。是に於いて征臺の論起れり。種臣、嚴明剛毅の資質を以て、よく外交の事を處理す。加ふるに、アメリカ人ベンジャミン・スミス之を助くるありて、

臺灣征討

よく我國體の尊嚴を保てり。當時ペルシ人の清國より黒奴を輸し來りて、我横濱に入るや、種臣命じて之を捕へ、清國官吏に引渡し、諸外國の異論を排して、よく我國威を全くしたり。たま種臣の全權大臣として、清に使用するや、從來各國公使の、清帝謁見の時、庭上に拜跪したりし慣例を改めて、座上の立礼を用ゐ、遂に一般の通例となれり。

七年、佐賀の亂平ぎて後、四月にいたり、臺灣征討の議決し、陸軍中將西郷從道を都督とし、往いて討ず。諸酋長多く款を納る、獨り、牡丹社兇頑にして、服せざりしが、つひに出で、降る。

清國との交渉

然るに、清國は、我征臺の舉を聞いて、抗議を中込みしかば、大久保利通を全權辦理大臣として、ゆいて談判せしむ。利通

琉球廢藩

ゆいて往復辯論し、英國公使間に居て調停し、清國つひに屈して、被害民撫恤銀等を出して、事平ぐ。ついで我兵凱旋す。この後、琉球は、藩王の弟尙弼をして、入朝して、恩を謝せしむ。十二年、遂に藩を廢して、沖繩縣となし、一般の縣治を布けり。

第二十三章 北海道樺太及び千島

北海道開拓使

蝦夷全島は、久しく荒蕪に委せられしが、徳川幕府の季世に當り、北邊の警、漸く傳はるに及び、纔かに、開拓を計りしかと、竟に成功せず。維新の後、またその開拓を議す。是に於いて、開拓使を置き、北海道と改稱し、十一箇國に分つ。黒田清隆開拓使次官となり、土民を撫育し、内地人の移住開墾を獎勵し、

屯田兵

炭鑛を開き、また宮城・青森・酒田の土を募りて、屯田兵とし、兼ねて開墾に従事せしむ。この後、拓殖の業また大に進歩し、開拓使は、變じて北海道廳となり。また、屯田兵も師團となり、札幌・小樽の如き、廣大なる市府を成せり。

樺太境界
論
樺太開拓
使

樺太は、徳川幕府の時、既に吏を派して、我領地と認めたりしかど、拓殖の事進まず。その後、我國民の移住して、漁業を營むもの漸く多し。ロシアも、亦、開拓して、北より進み、二國一島に雜居して、境界の論起る。文久二年、(二二五)幕府、使節竹内下野守・松平石見守を、ロシアに遣し、境界を議せしむ。時に我使節は、人種の區別により、北緯五十度を以て、界とせんことを主張せしが、ロシアは、これを肯んぜず。つひに、従前のまゝに、雜居地と稱して、事を決せず。維新の初、朝廷、更に樺太開拓使

樺太千島
交換

北緯五十
度分界領
有

を置き、之が經營を計れり。既に、露人の南下甚だしく、我所屬を侵す。よりて、また、既に、露人の南下甚だしく、我所屬を侵す。よりて、また、五十度分界の議を提出せしに、露國應ぜず。明治八年に至り、露國駐劄全權公使榎本武揚をして、これを議せしめ、遂に樺太全島を彼に譲りて、千島群島を我にとり、北邊の事始めて定まる。

日露戰役起りて、我軍は、一舉にして、全島を平定したりしが、媾和の議成るに及び、また、北緯五十度を以て、彼我領域の分界と定められたり。

第二十四章 熊本及び萩の暴動

鹿兒島の亂

神風連

熊本縣士大野鐵平等、守舊の説を持して、西洋風の浸染を惡み、時政を誹議す。同志を結びて、神風連と稱し、九年十月二十四日夜、遽かに起りて、火を放ち、熊本鎮臺、縣廳、并びに鎮臺司令長官少將種田政明、縣令安岡良亮の邸を襲ふ。政明等、六十餘人之に死し、良亮等二百餘人傷く。翌日、鎮臺兵を發して、之を討ち、鐵平等死し、餘黨多く自首す。

熊本暴動の餘波

福岡縣士宮崎車之助、秋月に起りて、その黨四百餘人を募り、熊本の賊に應じ、豊前に亂入す。小倉分營の兵、撃て之を走らす。

萩の亂

是時に當りて、前兵部大輔前原一誠、また、政府と意見を異にし、職を罷めて、山口にあり。熊本の變起るに及び、其黨を萩に聚め、十月二十八日、將に縣廳を襲はんとす。山口縣令關口

萩の亂の餘波

隆吉、廣島鎮臺の兵を發して、之を討ち、ついで、一誠を島根縣下に捕へ、餘黨悉く平く。

時に、青森縣士族永岡久茂、其黨數人と共に、東京に在り。一誠と謀を通じ、十月廿九日、千葉に赴き、將に縣廳を襲はんとし、警吏の探知する所となり、つひに縛せらる。

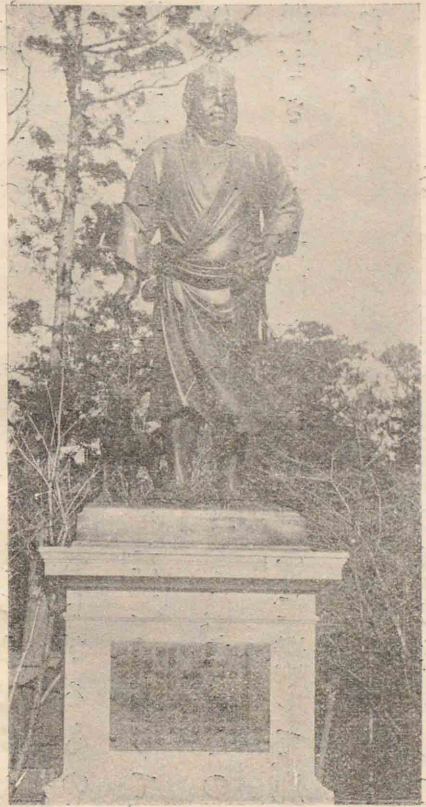
當時内國の形勢

維新以來、諸國新政に平かならざるもの多く、士族の祿を失ひ、産業に失敗せるもの、また、之に應じて、つひに亂をなせり。而して、熊本、山口の變の如きは、たゞその前ぶれたりしに過ぎざりしが、明年に至り、つひに發して、鹿兒島の大亂となれり。

さきに、西郷隆盛の、征韓の議合はずして、鹿兒島にかへるや、桐野利秋、篠原國幹等、平生、隆盛を尊重せる士人、相率ゐて、

鹿兒島の私學校

職を辭し、陸續郷に歸る。隆盛、私學校を建て、子弟を教養し



(像銅盛隆郷四)

たり。その黨
與は、現政府
を斃して、改
革を斷行せ
んと欲し、日
夜腕を扼し
て、其機をま

てり。然れども、隆盛は、部下をして濫に動かさず、常に大を
牽いて、山野に獵し、世上の形勢を觀望したり。時に、政府、新に徵兵の制を設け、海軍の制もまた備はり、鹿
兒島に、機械所を設け、また彈藥廠を置けり。熊本、山口の變起

亂の破裂

るや、其徒、ひかそに、聲息を鹿兒島に通ずるものあり。是に於
いて、政府は、鹿兒島の製彈機械を、大阪に移さんとせしに、私
學校の徒之を奪ひ、併せて海軍機械所を襲ひ取る。

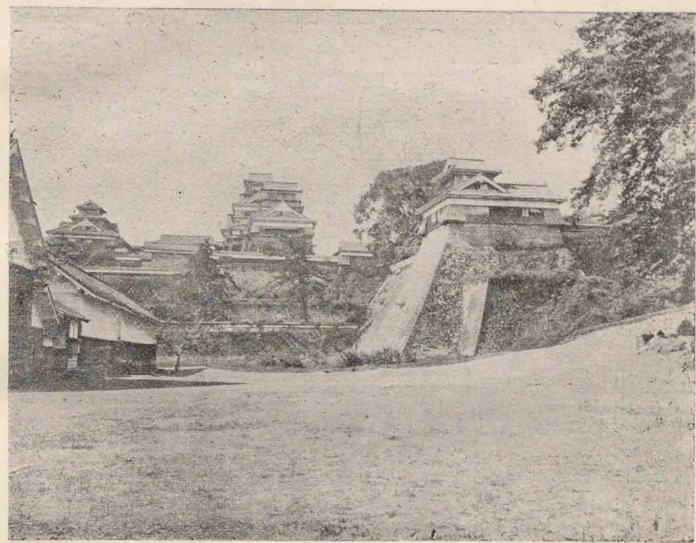
熊本籠城

二月十五日、賊徒つひに隆盛を擁して、兵を擧げ、熊本に向
ふ。鎮臺司令長官陸軍少將谷干城、中佐樺山資紀等と、城に據
て固守す。隆盛之を圍むこと急なり。

諸軍進討

時に、車駕京都に幸して、先帝の陵に謁し、天和に幸して、神
武天皇の陵を拜したまふ。會、鹿兒島の變報到る。乃ち駕を京
都に留め、熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍
中將川村純義を參軍とし、之を討たしむ。諸軍、高瀬より進む。
叛徒、田原坂、吉次峠、山鹿等の險によりて拒ぎ、大に官軍を惱
ます。官軍劇しく戦ひ、十七日を費して、遂にこれを取る。叛徒

田原坂の戦



(熊本城)

植木・木留に拒ぐ。陸軍中將
 黒田清隆、參軍となり、別働
 隊を率ゐて、八代より進軍
 して、賊背を衝く。
 是時に當り、熊本城、圍を
 受くること既に五旬、糧食・
 彈藥幾んど盡き、疊の藁を
 食ふに至る。四月八日、陸軍
 少佐奥保鞏、一大隊の兵を
 率ゐて、城を出で、賊軍の間
 を突いて、宇土に達し、遂に八代口の軍に合す。是に於いて、城
 外の官軍、始めて城中の消息を知り、其危急の狀を詳かにし、

熊本城内
外連絡通

城山の戦
亂平定
この亂の
餘波

博愛社

部署を定めて急撃し、四月十四日連絡はじめて通ず。
 叛徒退いて、一隊は人吉に據り、一隊は鹿兒島に據る。川村
 中將、進んで鹿兒島の根據を絶つ。叛徒轉じて豊後に入り、竹
 田・臼杵に出歿す。官軍諸道並びす。み、賊、遂に鹿兒島に走り、
 城山に據る。九月、官軍大舉して、城山を攻め、二十四日、遂にこ
 れを陥れ、隆盛等自殺し、亂全く平ぐ。
 この亂の中に、福岡・中津・山口・土佐の諸方動搖して、賊に應
 ずるものありしが、去ばらくにして鎮定したり。
 この役、兵連ること二百餘日、諸軍悉く發す。また壯兵を募
 り、拔刀隊を編す。諸道奮闘して、殺傷算なし。佐野常民、大給恆
 等、總督に請ひ、博愛社を創め、戦地に病院を設けて、官賊を問
 はず、傷痍を治す。是れ今の大日本赤十字社の起りなりとす。

第二十五章 朝鮮の修好及び事變 天

津條約

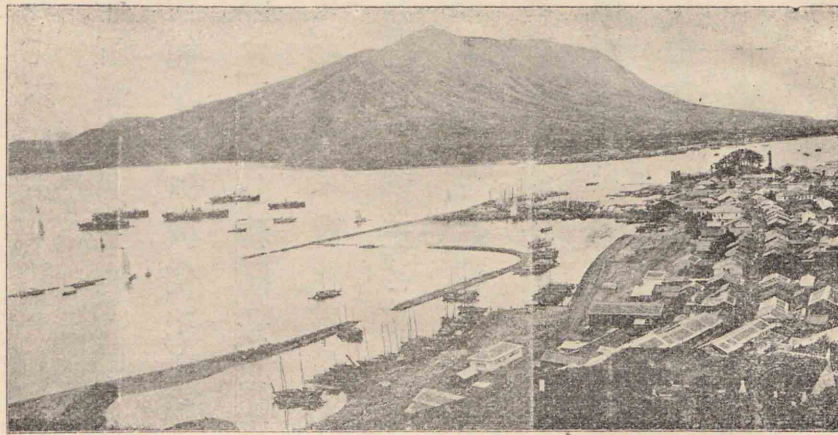
江華島の砲撃事件

征韓論の後、明治八年、再び使を朝鮮に遣し、が、遂に要領を得ずして歸る。既にして、我軍艦雲揚號、艦長少佐 井上良馨、朝鮮海に航し、將に清國牛莊に赴かんとし、九月二十日、薪水を京城河口の江華島に求めしに、忽ち陸上の砲臺より、激しく發砲しければ、我兵應戰して、砲臺を抜き、其城を火く。

修好條規の締結

九年、一月、黒田清隆を全權辨理大臣とし、井上馨を副として、往いて、修好を議し、砲撃の事を處理せしむ。朝鮮、遂に屈して、前事を謝し、修好の意を陳ず。乃ち修好條規を交換し、朝鮮を認めて、自主國とし、釜山、元山、仁川の三港を開かしむ。

大院君と閔氏



釜山浦の景

初め朝鮮王の立つや、其生父大院君、政を攝して、保守主義を持せしが、王長ずるに及び、政をかへし、政權は外戚閔氏に歸せり。爲めに大院君は閔氏と善からず。

既にして、朝鮮政府は、進歩主義を執りて、我陸軍より教師を聘して、新式の操練を習はしめ、また、金玉均等を遣して、我國の文物制度を視察せしむ。大院君は益、悦ばず。會、軍人缺糧の事を

十五年の
事變

獨立事大
の兩黨

以て、不平あり、亂を作さんとす。大院君、陰かに之を煽動して、十五年七月、王宮に闖入し、我陸軍教師七人を殺し、また我公使館を襲ふ。公使花房義質、仁川に奔り、英船に投じて、長崎に達す。乃ち外務卿井上馨をして、下關に赴かしめ、公使を召して、命を傳へ、陸海軍をして、公使を護して、朝鮮に赴かしむ。八月、公使は、國王に謁して、要求の意を陳じ、日を期して、決答を求めしに、韓廷逡巡して答へず。公使、將に去て歸らんとするに至りて、韓廷急に人を馳せて、之を留む。よりて條款を定め、撫恤金及び衛兵費を償ひ、謝罪使を派せり。この後、兵を遣して、公使館を護衛す。清國も亦兵を派せり。

十五年の事變、幸に治まり、兩國の關係、次第に親密なりしが、この後、朝鮮に於ける獨立事、大兩黨の軋轢、つねに絶えず。

十七年の
事變

獨立黨は、進歩の思想を懷き、我國の扶助を望み、事大黨は、保守に傾き、常に清國に依頼せり。

十七年十二月、獨立黨の首領朴泳孝、金玉均等、遽かに起つて、閔黨の大臣を殺し、新政府を組織し、令を發して、大政一新を告げ、使を我公使館に遣して、來り王宮を護衛せんことを求む。公使、乃ち赴き衛る。時に、閔黨は、變後直に清の公使に頼る。清將袁世凱、兵を率ゐて、王宮に迫る。是に於いて、日清兩國の兵、衝突を起し、が、衆寡敵せず、我軍つひに退きて、仁川に達す。

京城の變報、東京に到る。乃ち、外務卿井上馨を特派全權大使となし、往いて辨理せしむ。韓廷罪を謝し、償金を出だして事收まる。

madieu

天津條約

二七八年
遠因
戰役の

然れども、清國との事未だ結了せず。明治十八年、參議伊藤博文を、特派全權大使として、清國に遣す。清廷、乃ち特命全權大臣李鴻章をして、天津に會して、之を議せしめ、三款を約す。

一、日清兩國の朝鮮駐在兵を撤去すること、

一、兩國より軍事教練の爲め教官を朝鮮に派せざること、

一、將來、朝鮮に事ありて、軍兵の派遣の必要あるときは、互に行文知照すべきこと。

四月十八日、條約調印成る。これを天津條約と稱す。是れ、實に、朝鮮に於ける我國と清國との利害關係衝突の解決に、一步を進めたるものにして、而して、二十七八年戰役の遠因、またこゝにありとす。

第二十六章 民權自由の發達

さきに、征韓論の破裂するや、其結果として、佐賀、鹿兒島の亂を起し、後には、大久保利通の如きも、西郷黨の爲めに、刺殺



(像肖通利保久大)

由の發達を促し、立憲政體の樹立に歩を進めたり。

副島種臣、板垣退助、後藤象二郎等は、さきに官を辭して、野

せられ、有爲の
 人才、前後相つ
 いで斃れたる
 は、洵に遺憾の
 極みなりしが、
 一方に於いて
 は、また民權自

征韓論の
結果

民選議院論

にあり。深く、從來朋黨軋轢の弊に鑑み、眞に國利民福を増進せんには、立憲政體の確立を圖らざるべからざるを悟れり。七年一月、副島後藤板垣等八人、連署して、民選議院設立の議を呈し、以て議院制度の實行せざるべからざる所以を切論す。加藤弘之は、之に抗して、尙早論を唱へ、急進漸進の二論漸く盛んなり。

新聞紙と輿論

是時に當り、新聞雜誌は、さきに、元治の頃、岸田吟香の發行せし『新聞紙』あり。維新になりては、柳川春三の中外新聞、福地源一郎の江湖等出でしが、暫くにして廢刊したり。ついで、明治五年の頃より、東京日々新聞、郵便報知新聞等出でたり。これ等は、皆その初めは、たゞ社會上の事變を報道するに止まりしが、民選議院論の起りてより以來、各政治の得失を論じ、

國民の政治思想は、之より漸く發達して、輿論の勢力益強きを加へたり。

既にして、佐賀の亂起りしかど、しばらくにして鎮定するを得たり。然れども、朝野の反目は、益甚し。當時、井上馨は、夙く職を辭して、野にありしが、その軋轢のはげしきを憂へ、八年正月、大久保利通・木戸孝允・板垣退助等と、大阪に會して、元勳調停の策をたてたり。その結果として、木戸・板垣の二人は、再び朝に入れり。

是より先き、太政官には、正院・左院・右院を分ち、正院は、大政大臣・納言・參議以下庶政を總べ、右院を諸省卿の會議所とし、左院を立法議定の府としたりしが、こゝに至り、木戸・板垣の議を採用して、八年四月、左右兩院を廢し、元老院を置きて、立

大阪會合

元老院

地方官會議

立憲政體の勅諭

府縣會及び町村會

國會開設の請願

法府の上司族後の貴に擬し、門地功勳學識經驗あるものを選びて、議官となし、同年、地方官會議を開きて、立法府の下局後衆議院に擬し、地方の政治を議せしむ。また、別に、大審院を置き、司法權の根據を定めたり。かくて、詔して、漸次立憲の政體を設くべき旨を諭させ給ふ。之を立憲政體の勅諭と稱す。

西南鎮定の翌年に至り、府縣會規則を頒ち、府縣人民の公選議員をして、其政治を議せしめ、以て、八年改革の緒をつけり。

府縣會開けてより、四方の志士、頻りに民權自由の説を唱へ、太政官に詣りて、國會開設の請願をなすもの多く、諸國の政客、國會期成同盟の團體をつくり、板垣退助は、自由黨を組織して、首領となる。急激論者壯士青年、多くこれに投ず。つい

政黨

國會開設の詔

て、改進黨起りて、大隈重信を首領となし、秩序的進歩主義を唱へたり。

十四年十月、詔して二十三年を期して、國會を開くべき旨を布告し給ふ。其の詔に曰く。

朕、祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又、夙ニ、立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮キニ、明治八年ニ、元老院ヲ設ケ、十一年ニ、府縣會ヲ開カシム。此レ皆、漸次基ヲ創メ、序ニ循テ、歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハナシ。爾有衆、亦朕カ心ヲ諒トセン。

願ミルニ、立國ノ體、國、各、宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラス。我祖、我宗、照臨シテ上ニ在リ。將ニ明治二十

三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ、朕カ初志ヲ成サントス。今、在廷臣僚ニ命シ、假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ、朕、親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及デ、公布スル所アラントス。朕、惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時會速ナルヲ競フ。浮言相動シ、竟ニ大計ヲ遺ル。是宜シク、今ニ及テ、謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示スヘシ。若シ仍ホ故ラニ、躁急ヲ爭ヒ、時變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ、處スルニ國典ヲ以テスヘシ。特ニ、茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

是より先き、九年九月、元老院に、憲法取調の一局を置き、中島信行・細川潤次郎・神田孝平等を以て、其委員とせしが、是に至り、參議伊藤博文等、勅を奉じて、西洋各國の法を參照し、憲

憲法取調

國會開設の準備

法の制定に着手し、明年、歐洲に差遣せられ、一年を経て歸朝す。十七年、宮中に制度取調局を設け、伊藤博文、その長官となり、専ら憲法取調に従事し、國會開設の準備、着々其歩を進めたり。

第二十七章 憲法 皇室典範 帝國議會

憲法發布

神武天皇即位紀元二千五百四十九年、明治二十二年二月十一日、紀元節の佳辰を以て、我大日本帝國の憲法は、發布せられたり。是日、天皇、正殿に御し、皇族・大臣・各國公使、及び文武の百官、府縣會議長等を會して、大典を擧げられ、以て臣民の康福を増進して、俱に國家の進運を扶持せんことを望み、臣民の權利及び財産の安全を貴重し、保護し給ふことを宣は

せらる。

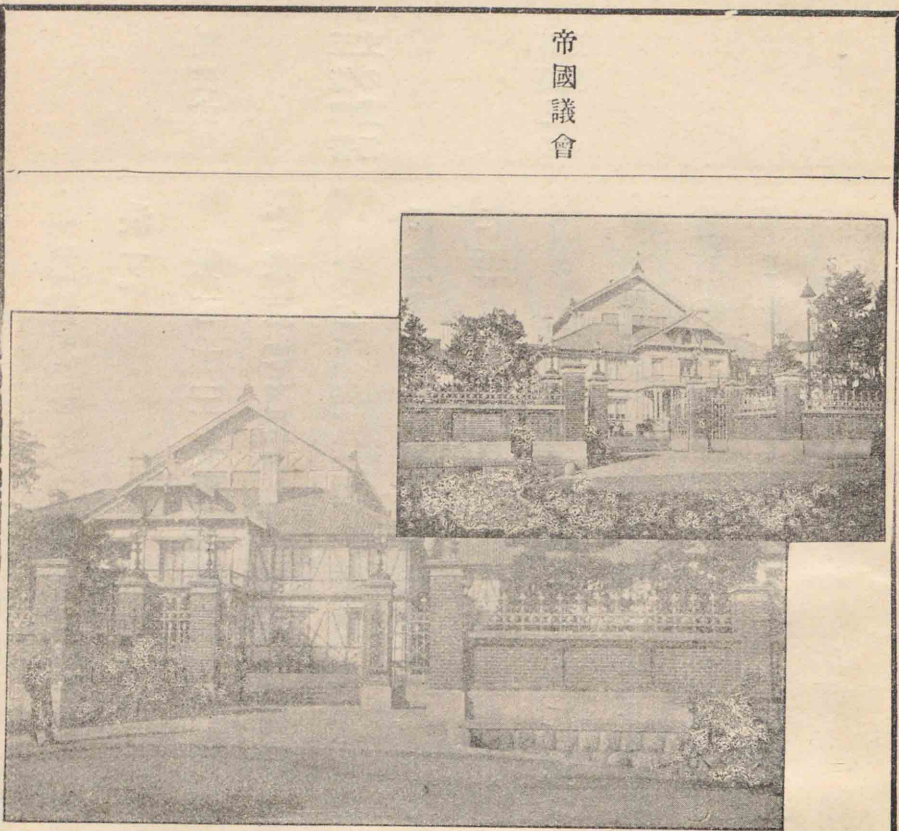
是日、勅使を伊勢大神宮・畝傍山御陵及び後月輪山陵に發遣して、奉告あらせられ、また岩倉・大久保・木戸等の墓へも、勅使を派して、申告せさせ給ひ、大赦令を發して、罪囚を宥し給ふ。上下普ねく歡呼の聲に満ちて、皆聖徳を謳歌して、萬歳を唱ふ。

皇室典範

憲法發布と同時に、皇室典範出でたり。皇室典範は、皇室の家憲にして、皇位繼承・踐祚・即位・立后・立太子・攝政・大傅・皇族御料等の事を規定せられたるものなり。之によりて、從來屢、歴史上に起りたりし皇位繼承等の問題も、永くその紛議を絶ちて、天祖の寶訓、極天不磨なるべきを證せり。

憲法及びその附屬法規、議院法、貴族院令、衆議院議員撰舉

帝國議會



(貴族院及び衆議院)

法等によりて、人民參政の權をゆるされ、國家立法の議に與るに至れり。國家立法の府を、帝國議會と名づけ、貴族院及び衆議院の兩院より成る。貴族院は、皇族・華族・勅選議員・多額納稅議員を以て組織し、衆議院は、人民公選の代議士より成る。凡て、法律は、此兩院

の協賛を経るを要し、歳出入の豫算も、亦、其議定を経て之を決す。

開院式

明二十三年、兩院議員の任命選舉了りて、十一月、帝國議會を東京に召集し、車駕親臨、開院式を擧げたまふ。

五條御誓文の實行

今上天皇登極の初め、五事を以て、神明に誓はせられ、盛んに會議を起し、萬機公論に決することを告げたまひしが、是に至りて、遂に、立憲の治を施し、臣民をして、洽く聖恩に浴せしめ給ふ。之を外國の事例に徴するに、憲法の發布は、常に革命擾亂の餘に在り。我邦が、上下歡呼和樂の中に於いて、此未曾有の大典を擧ぐるを得たるは、實に世界の歴史に稀なる事にして、以て誇りとするに足れり。

外國との比較

第二十八章 制度文物の發達進歩

條約改正

維新以來、官制屢改まると雖ども、大抵、大寶令の故例を襲ふに過ぎず。伊藤博文、歐洲を巡回して、其政制を視察し、歸朝後、制度取調局長官となりしが、十八年に至り、舊來の官制を改めて、宮中・府中の制を更定して、太政大臣・左右大臣・納言・參議等を廢し、陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信 及内閣總理大臣・宮内・外務・内務・大藏 閣を組織し、博文を總理大臣とす。各省官制、また、ついで定まる。

官制改革

内閣制度

二十一年、地方自治制を布き、市町村制・郡制・府縣制、相ついで施行せられたり。之によりて、各市町村は、各公選の議員を

以て、市町村會を組織し、公選の市町村長、及び市參事會等を置きて、行政の事に任ぜり。

法律
法典の完
成

法律は、明治三年、新律綱領を刊布せられ、その後、改定律例出で、十三年に至りて、刑法、治罪法を頒たれたり。その後、裁判所構成法、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の法典、漸次完成せられたり。

幣制

貨幣制度は、維新の初め、國用缺乏の爲め、太政官札を發行し、其後、新紙幣を發行せしが、戰亂相ついで、不測の國費多く、紙幣の濫出夥しく、加ふるに、國立銀行の設立百五十有餘に上り、これ等の發行したる銀行紙幣の數、また夥しく、財政の紊亂甚しかりしが、その後、政府は、漸く紙幣收縮の方針を採り、また日本銀行を建て、金融の圓滑を計り、十八年、銀貨兌

換の制を立て、明治初年以來の不換紙幣を改めて、兌換紙幣となし、これより、漸く順境に向へり。その後、二十七八年役の結果として、清國より得たる賠償金を以て、金貨本位の制を立てたり。

學制

學制は、維新の初め、徳川幕府の昌平黌を以て、大學本校とし、元の蕃書調所、後の開成校を以て、大學南校とし、醫學所を大學東校として、皇漢學、洋學、及び醫學を授けたり。これ等は、後に、合併して、東京大學となり、更に工部大學、東京農林學校を合せて、帝國大學と稱し、その後、今の東西兩京の帝國大學となれり。

大學

小中學

各種の專門

明治五年、義務教育の制を布き、小中大の學制漸く備はり、また、商業、醫學、美術、音樂、及び各種の實業學校設けられ、各府

特種學校
私立學校

縣の男女の師範學校、及び高等師範學校あり。民間にも、亦、私立の大學多く、福澤諭吉の建てたる慶應義塾、大隈重信の東京専門學校の如きは、幾多の人士を出して、我文明の發達に貢獻する所少からず。

學術技藝
の進歩

かくて、各種の學術技藝の進歩著しく、さきには、西洋教師の指導によりて、開かれたるものも、今は、全くその手を離れて、各、その特長を發揮し、西洋學者を凌駕するもの多し。

交通機關
の擴張

交通機關は、維新後の發達、頗る著しきものあり。舊幕府時代飛脚の制より進んで、郵便條例の發布となり、電信、鐵道は、全國に普く、汽船の如きも、明治の初年には、わづかに内地の沿岸を航するに過ぎざりしが、今や、巨大山の如き船舶は、遙かに波を蹴て、歐米の諸港に赴くもの多し。

殖産工業

殖産工業は、學術の應用頗る進み、加ふるに、政府、厚く保護獎勵を加へ、府縣には、各種の試験場を設け、また、屢、内國勸業博覽會、及び府縣聯合共進會を開いて、その進歩を促せり。かくて、機械工業盛んに起り、製絲紡績の如きは、最も顯著なる發達をなせり。

貿易の振
興

徳川時代の初期に於いては、生絲は、盛んに輸入せられしが、今は却て、大に之を輸出して、我國貿易の大なる部分を占むるに至れり。この他、茶、燐寸、花蕪、石炭、銅、漆器、海産物等輸出せられ、貿易は、年々歳々盛になりて、輸出入の高は、いよゝ多きを加へたり。

制度文物
の發達と
條約改正

かくの如く、我國制度文物の發達、著しきに至り、朝野多年の希望たりし條約改正は、幾度かの蹉跌を得て、終に成就し

たり。

是より先き、十一年以來、屢、條約改正をはかると雖ども、議終に成らず。乃ち、法典の完備と、制度の更張をはかりて、條約改正の機をまてり。二十年、井上馨、外務大臣たりしとき、改正案を具へて、各國と商議し、將に成らんとして、その事漏聞し、論者、其案を非議し、終に馨の官をやむ。大隈重信、その跡をうけて、大にその歩を進めしが、條款また國民の意に満たず、議論激しく起りて、終に中止したり。二十七八年、戦役の際、外務大臣陸奥宗光、國別に談判して、まづ英國と新條約を締結し、各國これに倣ひて、二十八年より、三十年に至り、遂に對等條約を完成し、三十二年七月を以て、實施せらるゝ事となれり。之によりて、治外法權の撤去、及び稅權恢復等の素望を達す

るを得たり。

第二十九章 明治二十七八年の戦役

天津條約によりて、我國と清國とが、朝鮮における利害關係の問題は、解決せられたるに似たりと雖ども、そはたゞ一時解決を延期したるに過ぎずして、識者は、尙遠からずして、兩國の衝突起るべきを察せり。

明治二十七年三月の頃より、朝鮮には、保守黨の士起りて、東學黨と稱し、西教排斥と、東學振興とを以て名とす。四方の人民、これに投じて、終に亂を作し、其勢猖獗を極む。朝鮮政府援を清に求め、清は大兵を派して、後、我に知照したるを以て、我邦も亦、居留民擁護の爲め、兵を出して、京城・仁川に送れり。

清國との交渉

東學黨の亂は、しばらくにして、鎮定せしを以て、清は我に撤兵を求めしかど、我は、朝鮮の善後策未だ確立せざるを以て、之に應ぜず。更に、朝鮮をして、禍亂を永遠に免れ、治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せんと欲し、先づ清に告ぐるに、協同事に従はんことを以てしたるに、清は、種々の辭柄を設けて、之を拒みしのみならず、朝鮮を以て、彼れの藩屬國なりと稱し、我國が朝鮮扶植の任に當りて、其秕政を改革せんとするをも妨碍し、剩へ、水陸の兵備を整へ、更に大兵を韓土に派遣して、武力を以て、我を抑へんとせり。

七月廿五日、海軍少將坪井航三、吉野、浪速、秋津洲の三艦を率ゐて、朝鮮に赴かんとし、豊島沖に於いて、清國軍艦に遇ひ、開戦し、其一艦を捕獲し、二艦を走らし、一艦を撃沈す。ついで、

豊島沖の海戦

成歡牙山の戦

我陸軍は、朝鮮政府の依頼によりて、清兵を國境外に逐出さんとし、大島混成旅團は、清兵と成歡驛に戦ひ、牙山の本營を抜く。

宣戦の大詔
義勇兵の請願

八月一日、宣戦の大詔下る。國民の義憤敵愾甚だしく、奮つて義勇兵たらんことを希ふ者多し。詔して、其志を嘉し、臣民各、常業に勤めて、内に富強の源を養ふべきを諭さる。

平壤包圍
攻撃

九月十五日、陸軍大將山縣有朋の率ゐる第一軍は、敵の大軍を平壤に圍みて、終に之を陥る。この日、大本營を廣島に進め給ふ。一日を隔て、海軍中將伊東祐亨は、聯合艦隊を率ゐて、清國北洋艦隊と、黄海に戦ひ、其四艦を撃沈したり。第一軍は、進んで、鴨綠江を渡り、遼東に入り、十月二十六日、九連城を陥る。

黄海の戦
九連城占領

旅順口威
海衛の占

陸軍大將大山巖は、更に第二軍を率ゐて、花園口に上陸し、十一月、金州城を陥れ、大連灣を占領し。二十二日、旅順口を陥る。二十八年一月には、更に榮城灣に上陸し、二月、威海衛を占領して、渤海の關門を破れり。

北洋艦隊
全滅

このとき、清の北洋水師提督丁汝昌は、艦隊を率ゐて、威海衛の劉公島に死守せしが、伊東祐亨、水雷艇を放つて、暗夜に之を襲撃せしめ、四艦を破壊す。丁汝昌、力竭き、二月十二日、遂に降を乞ひ、殘艦砲臺等をいれて、軍人等の生命を助けんとを求め、自ら藥を仰いで、自殺し、北洋艦隊こゝに全滅したり。

遼東占領

この間、第一軍は、山縣大將、病を以て歸朝を命ぜられ、中將野津道貫、之に代りて、司令官となり、破竹の勢を以て進み、鳳

媾和

凰城、柞木城、海城等を陥れ、二十八年三月には、牛莊を取りて、遼東半島は全く我掌裡に歸せり。

下、關係約

是に於いて、彰仁親王を、征清大總督とし、將に進んで北京に迫らんとす。清國恐れて、和を請ひ、三月二十日、媾和全權大臣李鴻章等、馬關に來着す。伊藤博文、陸奥宗光の二人をして、之と商議せしめ、四月十七日、媾和條約調印成る。其條款は、第一、朝鮮の獨立を認め、第二、遼東半島及び臺灣、澎湖島を日本に割讓し、第三、軍費賠償金貳億兩を納め、第四、新に沙市、重慶、蘇州、杭州府を開く事等是なり。之を下、關係約と稱す。

三國干涉

然るに、露國は、佛、獨兩國と同盟して、我國が遼東半島の地域を永久の所領とするを以て、東洋永遠の平和に害ありとし、之が保有を永久にするなからんことを忠告したり。我邦

遼東還附

は、之を容れて、乃ち遼東を還附し、代償金參千萬兩を收む。五月十日、詔して、この旨を告げ、深く時勢の大局に視て、邦家の大計を誤るなからんことを諭し給ふ。これより、臥薪嘗膽の聲、朝野に喧し。

第三十章 北清事件及び日露戦役

日清戦役の結果として、歐洲諸國は、從來眠れる獅子として目せられし清國の、案外脆きをさとりて、乘ずべき機會の到るをまてり。

會、三十年、山東省において、ドイツの宣教師殺害の件起れり。ドイツは、直に軍艦を送りて、膠州灣を占領し、終に之が租借の約を結べり。ついで、ロシアも亦、旅順・大連を租借しけれ

歐洲諸國
の支那領
地占領要

北清事件

ば、イギリスも亦、勢力均衡の爲めに、威海衛を租借したり。

三十三年、北清に、義和團と名くる排外黨起りて、教會・鐵道



(北北京籠城の義勇兵及び水兵等)

を破壊し、外國人を攻撃す。清國政府、之を鎮定すること能はざるのみならず、在廷の排外黨、また之に氣脈を通ずるものあり。兇徒は、進んで北京に入り、各國公使館を圍み、獨逸公使並びに我公使館書記生を殺す。列國公使館員、並びに居留民等、聯合して、義勇兵團を組織して、自ら衛る。報到る。即ち第五師團を派して、

列國諸軍と聯合して、救援せしむ。我軍主力となりて、遂に北京に入り、各國公使以下居留民を救ふ。この役に於いて、我軍の勇武紀律、聯合諸軍に秀で、威名大に揚る。これより我邦の真相、初めて世界に明かになれり。

亂後、列國會議を開きて、善後の策を講じ、清國に報償を求む。我邦は、英、米二國と共に、清國の保全を圖りて、露、獨、佛等諸國の清國分割の意向を挫けり。

露國は、さきに、旅順、大連租借以後、シベリア鐵道を延長して、東清鐵道を敷設し、ダルニー市を開き、大規模を以て、盛んに東方經營を起したりしが、北清事件後は、鐵道守備を名として、大兵を滿洲に入れ、之を占領せんとする形勢ありしかば、我は、屢、清國に警告し、又露國に向つて、強硬なる抗議を提

露國との交渉

日英同盟

露國滿洲の撤兵の履行せざる

出したり。

時に、英國は、我と、東洋における利害を同じうして、兩國の關係甚親密なりしが、三十五年一月、遂に同盟を結びて、清、韓兩國の獨立保全を圖り、滿洲を開放して、東洋平和の維持を つとめんことを約す。

露國は、終に讓歩して、清國と滿洲還附の約を結び、三十六年四月を以て、滿洲撤兵の期となすべきことを列國に宣言したり。既にして、期到りしかど、露國は、約を履行せざるを以て、我は、屢、之を促し、に、彼は言を左右に托して、依然、滿洲に占據し、益、その地歩を鞏固にするのみならず、延いて、韓國の安全をも危うするが如き行動に出でしかば、我は、屢、彼と折衝を重ねたれども、彼は一も交讓の精神を以て迎へず、徒に、

満洲問題
noter,

國交斷絶

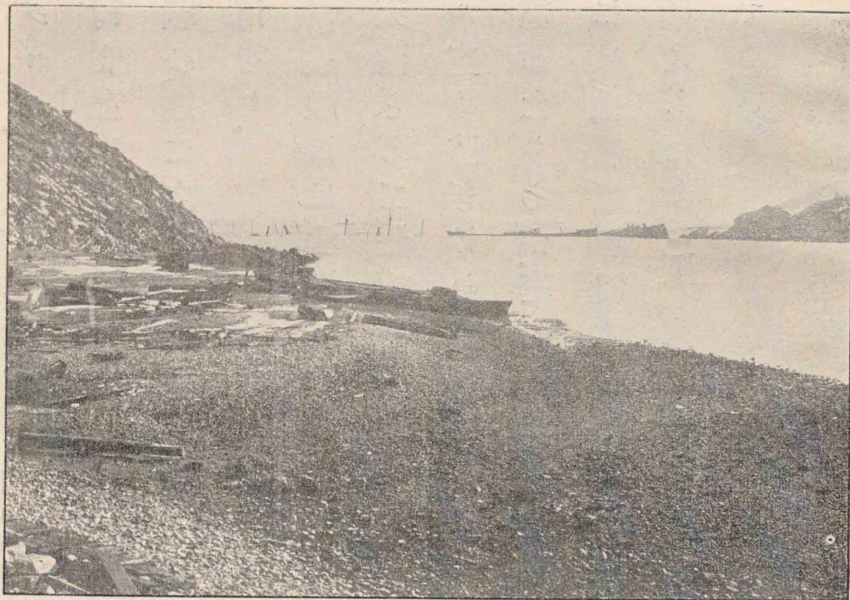
時局の解決を遷延せしめ、陰に海陸の軍備を増大せり。是に於いて、我國が平和の交渉によりて求めんとしたる將來の保障は、之を旗鼓の間に求むるの外なきに至れり。
三十七年二月、國交終に斷絶し、八日、聯合艦隊司令長官東郷平八郎は、本隊を率ゐて、旅順口に向ひ、瓜生外吉の率ゐる分遣艦隊は、仁川に向ひ、共に露國の艦隊を撃破して、機先を制せり。十日、宣戰の大詔を發したまふ。

海戰

四月、敵の旗艦ペトロパウロウスク號は、旅順港外に於いて、我水雷にかゝりて轟沈し、司令長官マカロフ戰死し、これより、敵の海軍は、意氣銷沈して、常に港内に潛みて出でず。この前後、我艦隊は、三たび閉塞船を派して、旅順港口閉塞の壯舉を企て、つひに其目的を達せり。

旅順口閉塞

陸戰



(旅順口閉塞)

五月一日、黒木爲楨の率ゐる第一軍は、鴨綠江に大捷を獲て、益、北進し、同月下旬には、奥保鞏の第二軍は、遼東半島に上陸して、南山の險を奪ひ、轉じて、北に向ひ、乃木希典の率ゐる第三軍は、進んで、旅順を包圍したり。野津道貫の第四軍、また上陸して、第一、第二の兩軍と、三道竝び進む。敵將

クロバトキンは、之を抑へんとして、常に失敗せり。九月、我總司令官陸軍大將大山巖は、諸軍を統率して、大に遼陽附近に戦ひ、遂に之を占領し、十月、沙河の會戦に於いて、また大勝を博せり。

旅順攻圍

旅順口は、我海陸軍聯合して攻撃せしが、元來東洋無比の天險として、難攻不落の聞こえありしが上に、敵將ステッセル克く防ぎければ、容易に之を抜くこと能はず。我軍苦戦を重ねたりしが、毫も撓まず。敵は我が壓迫に堪へず、八月十日には、敵艦圍を脱して、逸出し、我艦隊の破る所となり、處々に竄入したり。三十八年一月一日、敵遂に支ふること能はず、出で、降る。

旅順開城

沙河會戦以後、我軍は、銳を蓄へ、妄りに動かさず、以て戦機の

奉天の大戦

熟するを俟ちしが、三月上旬、奉天附近に於いて、大に敵と戦ふ。我作戦計畫は、見事に成功して、敵の全軍は、我包圍の中に陥る。敵將クロバトキンは、本國に打電して、予は包圍せられたり」といへり。この會戦に、敵の損害夥しく、死傷十萬に及び、捕虜萬を以て數ふ。この後、敵は長春、吉林の間にありて、我と相持せり。

日本海
の戦

旅順開城の前に於いて、敵の艦隊は、殆どその大部分を失ひ、たゞ浦鹽斯德に、數隻を残せるのみなりしが、歐洲の本國には、猶優勢なるバルチック艦隊の存するあり。屢、東航を企てしが、終に、五月下旬を以て、我近海に到れり。我艦隊はこれを對馬海峽に逆へて、二十八日、殆ど之を殲滅し、敵將ロヂェストウエンスキーを擒にしたり。

樺太占領

ついで、我陸軍の一別働隊は、樺太に上陸し、若ばらくにし
て、全島を占領したり。

媾和

是に於いて、アメリカ合衆國大統領、ローズヴェルトは、兩
國の間に調停して、媾和の議を提出せしかば、我は、その好意
を容れて、小村壽太郎、高平小五郎の二人を以て、全權大臣と
とし、露國全權大臣ウイッテ・ローゼンの二人と、アメリカの
ポーツマスに於いて、媾和會議を開き、我は寛大なる雅量を
以て、割地及び償金の案に於いて、大に讓歩し、和議遂に成り、
九月五日を以て、調印を了せり。その約款の主なるものは、

我國の雅量

媾和條件

- 一、韓國に於ける我邦の優越權を認む、
- 二、長春以南の鐵道讓與、
- 三、遼東半島の租借權等の讓與、

世界の我が國に於ける地位

四、樺太島五十度以南の部分割讓、
等これなり。

この戦役の結果として、我國の位置は、漸く進んで、強大國
の列に入らんとせり。殊に、その武力に於いては、殆ど、世界有
數の列に入りて、讚するに、必勝的の語を以てせられ、列國の
畏敬する所となれり。然れども、猶、我を呼ぶに、所謂新進國の
名を以てして、我を待つに、穉童の漸く成人したる者を以て
するが如き觀なきにあらず。されば、近く成立したる日英同
盟の擴張によりて、東洋の平和は、保障せられたりと雖ども、
測り難きは、世界の風雲なり。我國民たるもの、常に意をこゝ
に用ゐて、各、その職分につとめ、富強の本源を養ひ、一刻も油
斷すべからざるなり。

國民の覺悟

新編國史教科書 上級用終

明治三十八年十二月十三日
 明治三十九年十二月十五日
 明治四十年一月廿三日
 明治四十一年一月廿三日
 明治四十二年一月廿三日
 明治四十三年一月廿三日
 明治四十四年一月廿三日
 明治四十五年一月廿三日
 明治四十六年一月廿三日
 明治四十七年一月廿三日
 明治四十八年一月廿三日
 明治四十九年一月廿三日
 明治五十年一月廿三日
 明治五十一年一月廿三日
 明治五十二年一月廿三日
 明治五十三年一月廿三日
 明治五十四年一月廿三日
 明治五十五年一月廿三日
 明治五十六年一月廿三日
 明治五十七年一月廿三日
 明治五十八年一月廿三日
 明治五十九年一月廿三日
 明治六十年一月廿三日
 明治六十一年一月廿三日
 明治六十二年一月廿三日
 明治六十三年一月廿三日
 明治六十四年一月廿三日
 明治六十五年一月廿三日
 明治六十六年一月廿三日
 明治六十七年一月廿三日
 明治六十八年一月廿三日
 明治六十九年一月廿三日
 明治七十年一月廿三日
 明治七十一年一月廿三日
 明治七十二年一月廿三日
 明治七十三年一月廿三日
 明治七十四年一月廿三日
 明治七十五年一月廿三日
 明治七十六年一月廿三日
 明治七十七年一月廿三日
 明治七十八年一月廿三日
 明治七十九年一月廿三日
 明治八十年一月廿三日
 明治八十一年一月廿三日
 明治八十二年一月廿三日
 明治八十三年一月廿三日
 明治八十四年一月廿三日
 明治八十五年一月廿三日
 明治八十六年一月廿三日
 明治八十七年一月廿三日
 明治八十八年一月廿三日
 明治八十九年一月廿三日
 明治九十年一月廿三日
 明治九十一年一月廿三日
 明治九十二年一月廿三日
 明治九十三年一月廿三日
 明治九十四年一月廿三日
 明治九十五年一月廿三日
 明治九十六年一月廿三日
 明治九十七年一月廿三日
 明治九十八年一月廿三日
 明治九十九年一月廿三日
 明治一百年一月廿三日

新編國史教科書上級用
 定價金五拾錢

明治三十三年九月二十五日
 文部省檢定
 中學學校歷史教科書

不許複製

著者 辻善之助

發行者 金港堂書籍株式會社

代表者 原亮三郎

印刷所 帝國印刷株式會社

發賣所 大賣捌所

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

金港堂書籍株式會社
 各府縣特約販賣所

東京市京橋區築地三丁目十五番地

東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

王

王レロ一王義

王

主義

子許渡權視

是

是利義利

義山如以權

此利權利

義利

榮藏書



広島大学図書

2000081613

